

第6期川崎区地域福祉計画（素案）

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

特記事項

本計画（素案）は、令和2年11月初旬時点の内容のものであり、令和3年3月の策定（改定）に向けて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会やパブリックコメント、庁内協議等の意見を踏まえ、一部内容や表現が変更となる場合があります。

川崎区

目次

序章 川崎市地域福祉計画について.....	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	3
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進.....	5
(1) 社会環境の変化.....	5
(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景.....	5
(3) 推進ビジョンの概要.....	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ.....	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制.....	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組.....	9
(2) 取組の推進イメージ.....	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性.....	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題.....	11
5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿.....	12
(1) 地域福祉とは.....	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	12
(3) 令和7（2025）年に向けて想定される課題とめざす姿.....	13
6 第6期計画期間における施策の方向性.....	15
(1) 計画の基本理念・目標.....	15
(2) 計画推進における圏域の考え方.....	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し.....	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	21
第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって.....	23
1 川崎区地域福祉計画とは.....	25
(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨.....	25
(2) 地域包括ケアシステムの構築.....	26
(3) 川崎市川崎区社会福祉協議会との連携.....	27
(4) 計画策定の流れ.....	27
2 川崎区の地域の特色.....	28
(1) 川崎区の概況.....	28
(2) 地区の概況.....	29
(3) 地域福祉マップ.....	41
(4) 数字でみる川崎区.....	43

(5) 川崎区民が100人とすると.....	50
3 第5期計画の振り返り.....	51
4 第6期計画に向けて.....	53
第2章 川崎区の地域福祉推進の取組.....	55
1 川崎区のめざす地域福祉.....	57
(1) 基本理念.....	57
(2) 基本目標.....	57
2 計画の体系.....	58
3 第6期計画の重点項目.....	60
4 第6期計画の取組.....	62
基本目標1 つながりをもみんな育てる地域づくり.....	62
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり.....	72
基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり.....	82
5 川崎区社会福祉協議会の取組.....	92
(1) 社会福祉協議会とは.....	92
(2) 川崎区社会福祉協議会活動紹介.....	93
第3章 第6期計画の推進体制.....	95
1 計画の推進体制.....	97
(1) 自助・互助・共助・公助による推進.....	97
(2) 川崎区社会福祉協議会との連携による推進.....	98
2 計画の進行管理.....	98

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

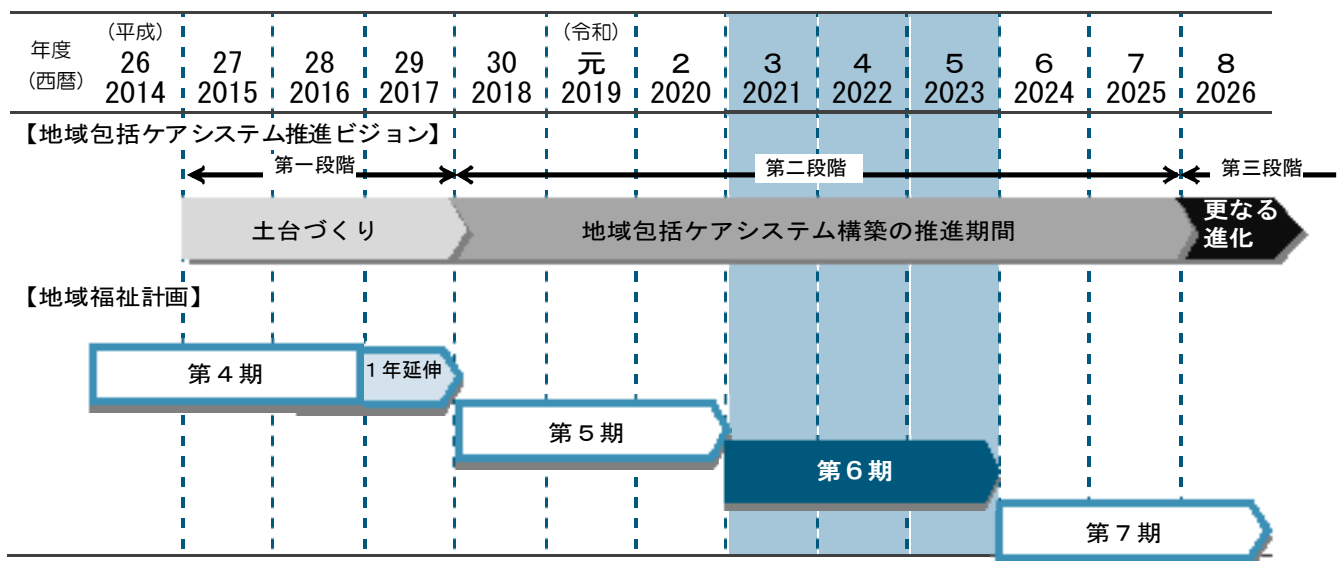
「地域福祉計画（以下、「計画」という。）」は、社会福祉法第107条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成16（2004）年度に第1期計画がスタートし、今回が第6期となります。今回の第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

(2) 計画の期間

第6期計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する「地域福祉計画」と共に、地域福祉の推進を図ることを目的として市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」があります。

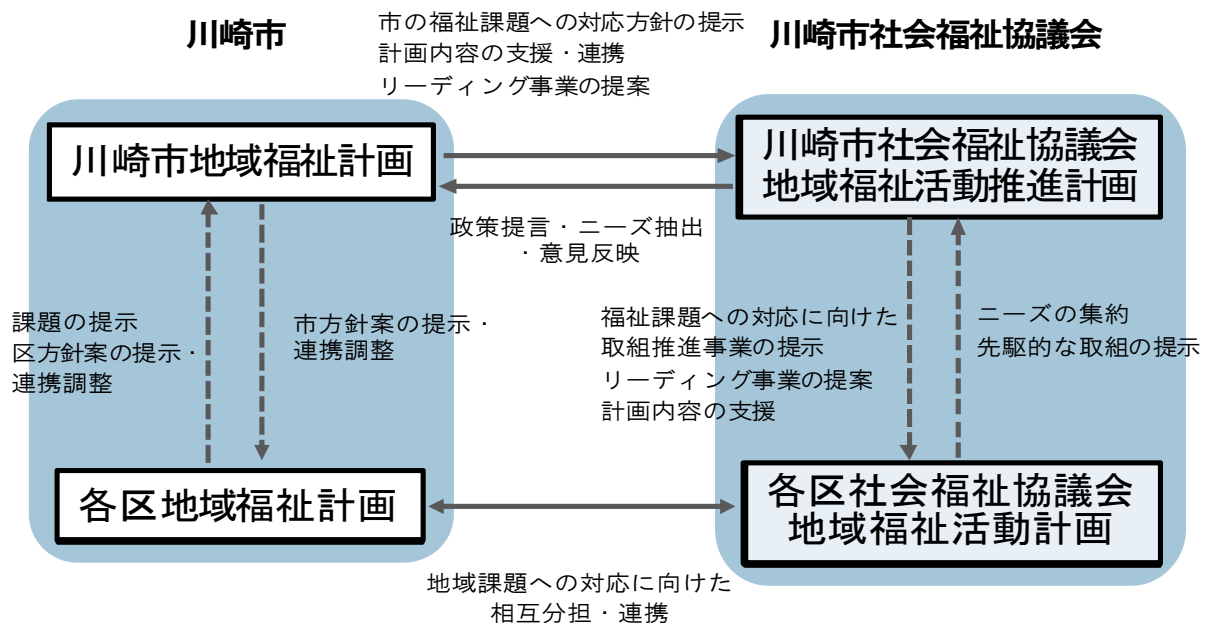
地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、調査・普及等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び川崎市社会福祉協議会の「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」（次頁以降参照）の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、検討を進めました。

【川崎市地域福祉計画と川崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

(1) 社会環境の変化

社会環境の変化として、本市は比較的若い都市ですが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進展は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 地域包括ケアシステム推進ビジョン策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市においては、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27(2015)年3月に、関連個別計画の上位概念として、「推進ビジョン」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「**地域共生社会の実現**」をめざし、まちづくりや地方創生

などの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

◆制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方



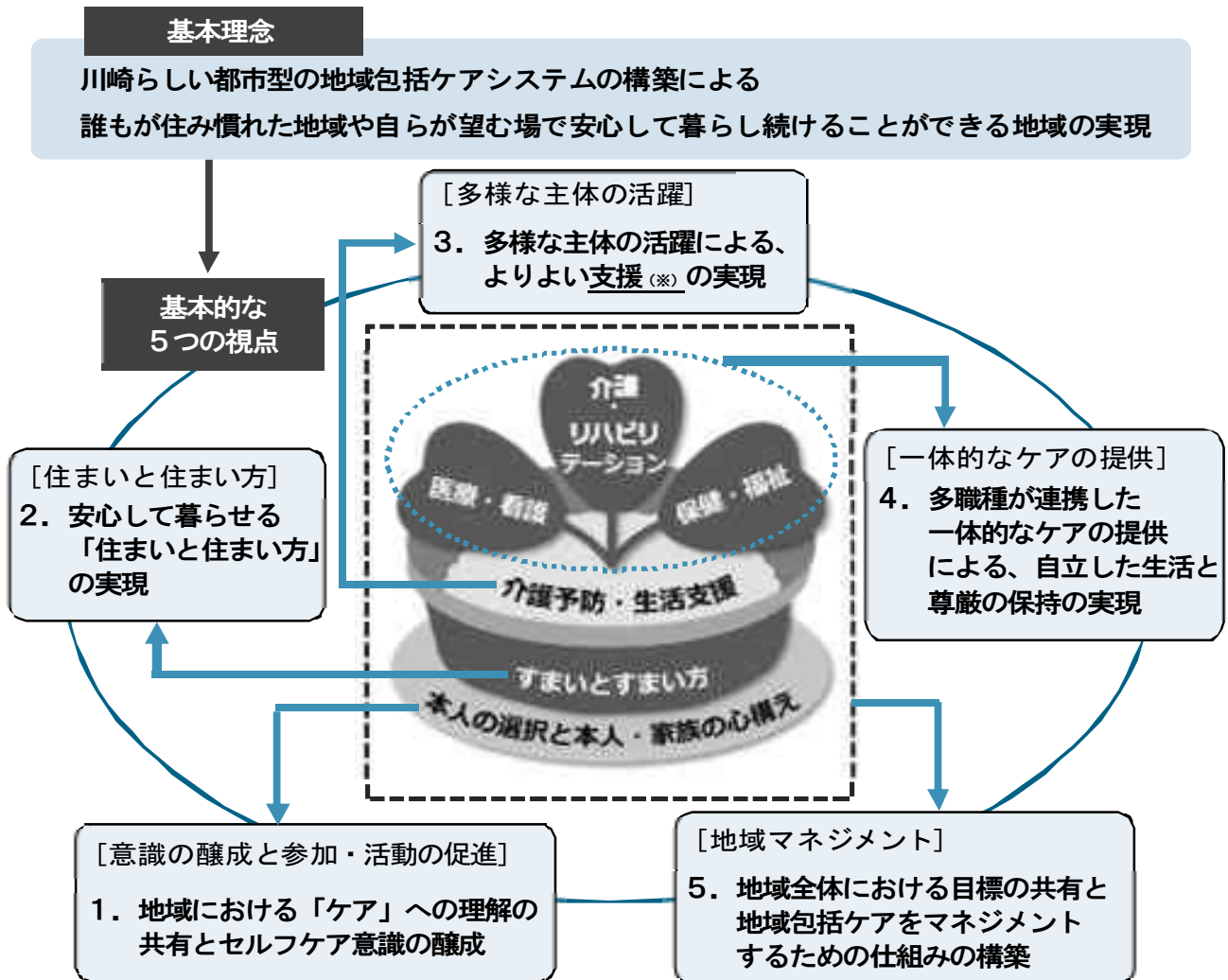
(3) 推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

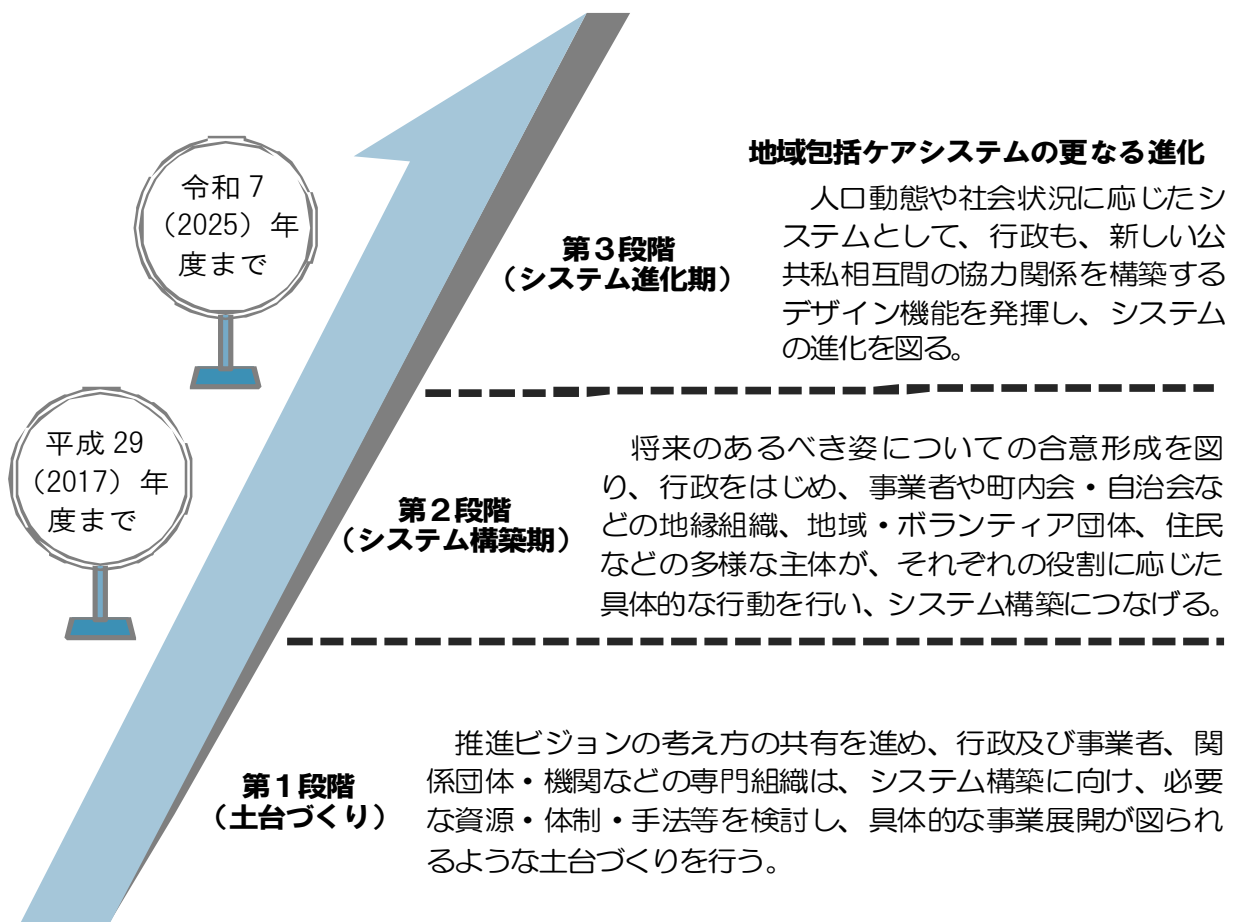
※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

（４）地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定して以降の平成 27（2015）年度から 29（2017）年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8（2026）年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年以降には、高齢者ひとり暮らし世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

こうした中、令和 7（2025）年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」や、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会（Society 5.0）を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年度を見据えた中長期的な視点で取組を推進します。



3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28(2016)年4月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、住民に身近な区役所で「個別支援の充実」と「地域力の向上」を図るとともに、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置しました。

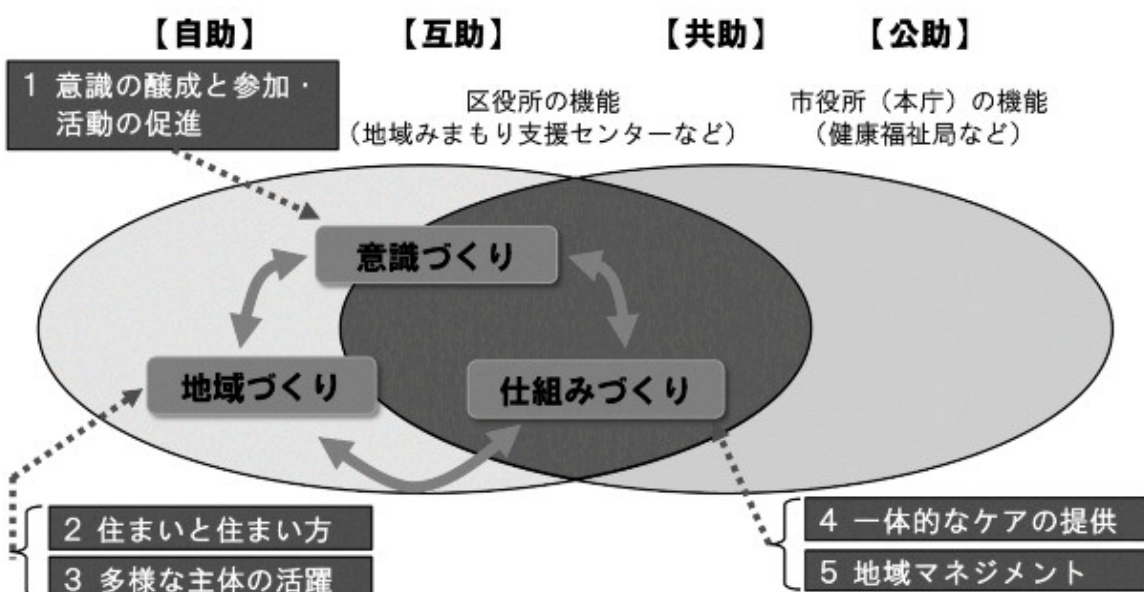
なお、地域みまもり支援センターについては、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、平成31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



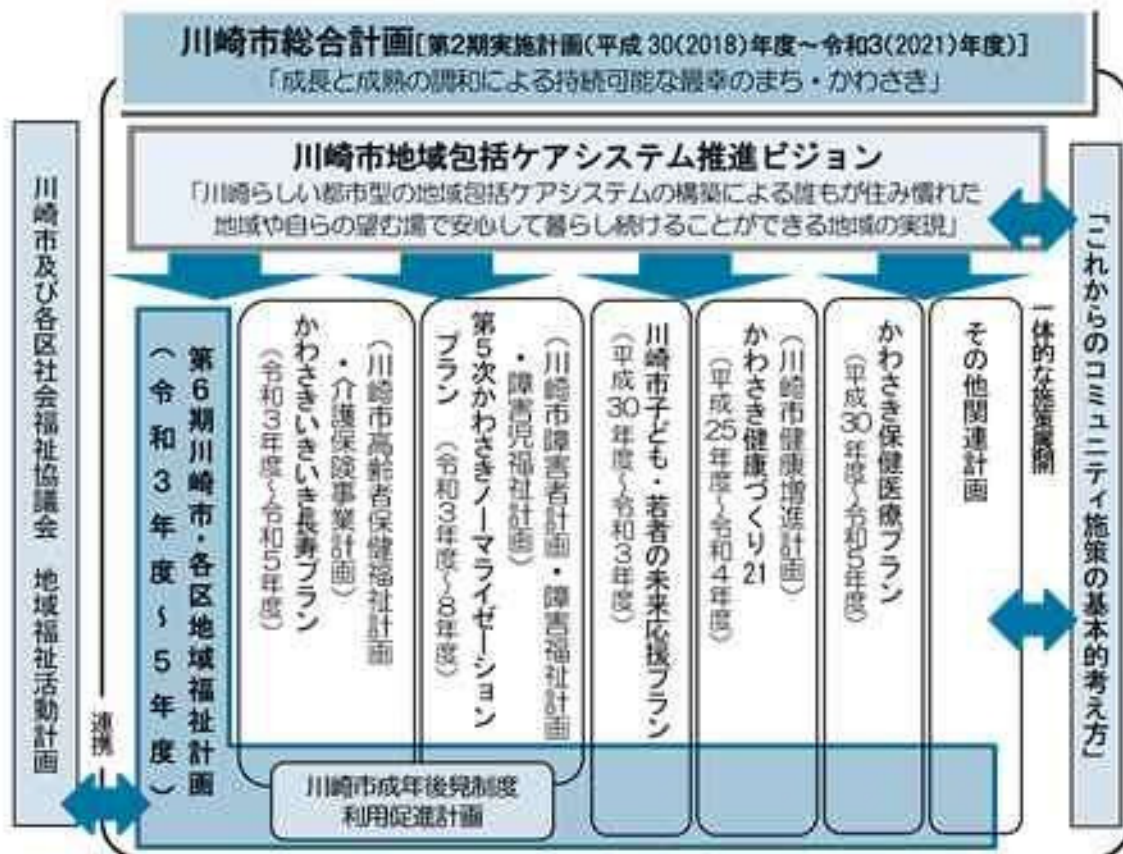
（3）推進ビジョンと関連個別計画の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「推進ビジョン」を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2（2020）年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強め、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら、地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

なお、川崎市成年後見制度利用促進計画については、本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



なお、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和元（2019）年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- （1）住民が主役の地域づくり
- （2）住民本位の福祉サービスの提供
- （3）支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- （4）連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながれる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取り組みをつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

5 令和7（2025）年を見据えためざすべき姿

（1）地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「**住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと**」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

（2）地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 令和7(2025)年に向けて想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約31万人(令和元年10月1日現在)ですが、令和7(2025)年には34万人まで増加することが見込まれます。特に、75歳以上の後期高齢者については、16万8千人から、令和7(2025)年には20万5千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、令和7(2025)年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、令和7(2025)年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、令和7(2025)年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【令和7(2025)年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7(2025)年に向けて想定される課題	令和7(2025)年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世帯・夫婦のみ世帯・ひとり親世帯・孤立している子育て世帯・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という市民の意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっているとともに、多世代の地域活動も多くみられている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、各地域の課題解決に向けた支援を行うことで、基本的な役割を担っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安心・安全が広がっている。

	現状の課題と令和7（2025）年に向けて 想定される課題	令和7（2025）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増している。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などによって、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもや若者の地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、ともに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につながるよう取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

**市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～**

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせる利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の福祉支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に対応した取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

（２）計画推進における圏域の考え方

人口 150 万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、「第5期川崎市地域福祉計画」においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、「地域ケア圏域」としてきました。

今般、これまで行政が取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を 44 圏域に分け、地区カルテ等を活用して、より多くの方々と共に地域の状況を共有していきます。なお、この圏域は、介護保険制度上の日常生活圏域としても位置付けます。

今後は、さらに地域の実情に応じて、より小規模な地域の状況把握や課題解決が重要となっていくことから、小地域を第3層としながら、「地域ケア圏域」については、より市民に身近な地域での様々な活動の展開を目指して、圏域の設定のあり方を検討していきます。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】（令和2年5月1日現在）

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会（650） 小学校区（114 校区） など	（例示） <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班（組）程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。など
第2層	地域ケア圏域（44 圏域） 人口平均 約 35,000 人 中学校区（52 校区）	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域（7区） 人口 17万人～26万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 154 万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

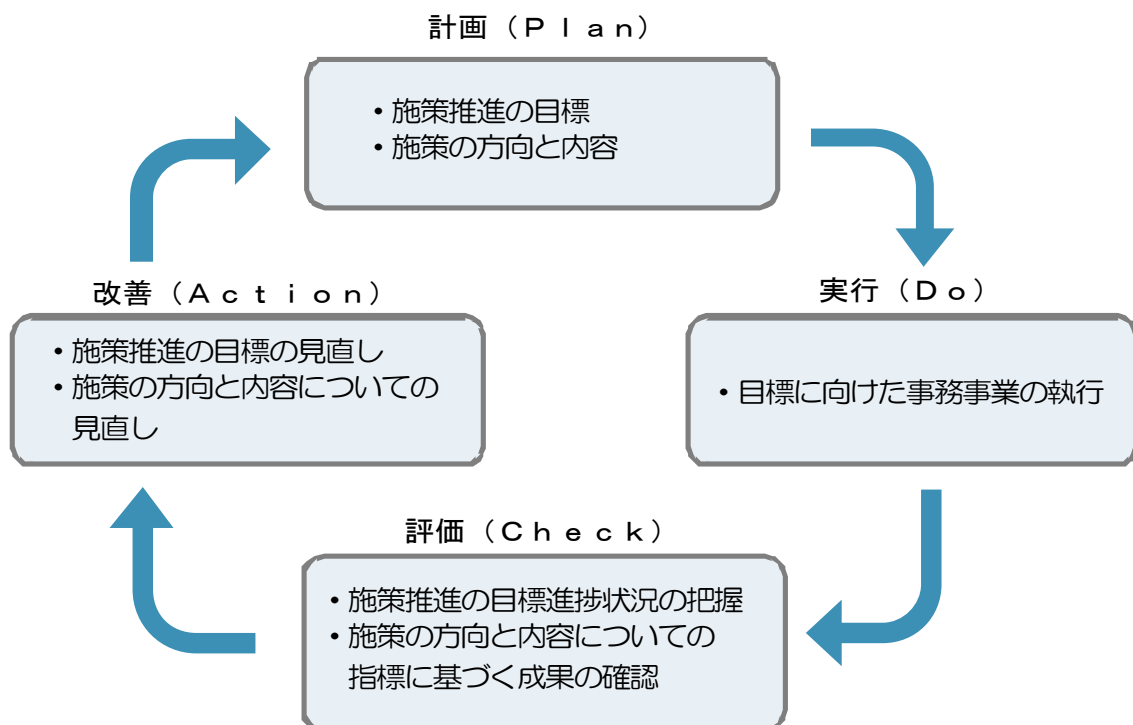
本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります。）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）につなげます。

【PDCAサイクル】



【新型コロナウイルス感染症を踏まえた 今後の地域活動について】

新型コロナウイルス感染症によって、市民の間には様々な不安が広がり、これまでのような地域活動が展開しにくい状況が存在します。

本計画に位置付けられている様々な取組においては、相談や交流の場づくりなど、「顔の見える関係づくり」が重要といえます。一方で、「新しい生活様式」の下では、地域活動においても、3密（密閉、密集、密接）を避ける、ソーシャルディスタンスの確保など、対面や人が集まるような活動を控えることも考えなければなりません。

この相反する課題のもと、どのように地域福祉を推進していけばよいでしょうか？

これには、直ちに正解が得られるものではありませんが、次のような工夫した事例なども報告されています。

- * 高齢者の通いの場を提供していたボランティア団体が緊急事態宣言により通いの場を休止せざるをえなくなった。その代わりに、スタッフが手分けをして参加者に**定期的に電話し、おしゃべりしながら近況を伺ったことで、見守りの機能としての「つながり」を保つことができた。**
- * テレワークや在宅勤務の普及によって、これまで地域活動にあまり関心のなかった世代が地元で過ごす時間が長くなったことから、地元の店舗を利用したり、**地域の魅力を再発見することで、地域活動に取り組む気持ちが芽生えた。**

これらの事例は、感染拡大防止への対応に模索し始めた令和2（2020）年度中のものですが、今後も新しい視点・発想による、「新しい生活様式」の下での「新しい地域活動」を市民の方々と一緒に作りあげていきたいと考えています。

※ 新型コロナウイルス感染症等の感染症については、厚生労働省のホームページで最新の情報を把握するよう心掛けてください。

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標

1 住民が主役の地域づくり

- (1) 誰もが参加できる健康・いきがづくり
- ①健康づくり事業
 - ②介護予防事業
 - ③生涯現役対策事業
 - ④生活習慣病対策事業
 - ⑤食育推進事業
- (2) 地域福祉活動への参加の促進
- ①民生委員児童委員活動育成等事業
 - ②老人クラブ育成事業
 - ③高齢者就労支援事業
 - ④青少年活動推進事業
 - ⑤地域における教育活動の推進事業
- (3) ボランティア・NPO活動等の支援
- ①市民活動支援事業
 - ②ボランティア活動振興センターの運営支援
 - ③NPO法人活動促進事業
 - ④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
 - ⑤地域振興事業
 - ⑥地域福祉コーディネート技術研修
- (4) 活動・交流の場づくり
- ①地域福祉施設の運営（総合福祉センター、福祉パル）
 - ②いきの家・いきいきセンターの運営
 - ③こども文化センター運営事業
 - ④地域の寺子屋事業

2 住民本位の福祉サービスの提供

- (1) 地域包括ケアに関する情報提供の充実
- ①地域子育て支援事業
 - ②老人福祉普及事業
 - ③福祉サービス第三者評価事業
 - ④地域福祉情報バンク事業
 - ⑤コミュニケーション支援事業
- (2) 包括的な相談支援ネットワークの充実
- ①地域包括支援センターの運営
 - ②障害者相談支援事業
 - ③児童生徒支援・相談事業
 - ④母子保健指導・相談事業
 - ⑤児童相談所運営事業
- (3) 保健・福祉人材等の育成
- ①福祉人材確保対策事業
 - ②看護師確保対策事業
 - ③保育士確保対策事業
- (4) 権利擁護の取組
- ①権利擁護事業
 - ・あんしんセンター運営の運営支援
 - ・成年後見制度推進事業
 - ②人権オンブズパーソン運営事業
 - ③女性保護事業
 - ④子どもの権利施策推進事業

3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- (1) 災害時の福祉支援体制の構築
- ①災害救助その他援護事業
 - ②地域防災推進事業
- (2) 見守りネットワークの推進
- ①地域見守りネットワーク事業
 - ②ひとり暮らし支援サービス事業
- (3) 虐待への適切な対応の推進
- ①高齢者虐待防止対策事業
 - ②障害者虐待防止対策事業
 - ③児童虐待防止対策事業
- (4) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組
- ①生活保護自立支援対策事業
 - ②生活困窮者自立支援事業
 - ③ひとり親家庭の生活支援事業
 - ④母子父子寡婦福祉資金貸付事業
 - ⑤子ども・若者支援推進事業
 - ⑥里親制度推進事業
 - ⑦児童養護施設等運営事業
 - ⑧更生保護事業
 - ⑨「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援
- (5) ひきこもり対策等の推進
- ①社会的ひきこもり対策事業
 - ②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

4 連携のとれた施策・活動の推進

- (1) 保健・医療・福祉の連携
- ①がん検診等事業
 - ②妊婦・乳幼児健康診査事業
 - ③在宅医療連携推進事業
- (2) 福祉・介護等サービスの基盤整備等
- ①介護サービスの基盤整備事業
 - ②障害福祉サービスの基盤整備事業
 - ③公立保育所運営事業
 - ④認可保育所整備事業
 - ⑤市営住宅等ストック活用事業
- (3) 市民・事業者・行政の協働・連携
- ①地域包括ケアシステム推進事業
 - ②認知症高齢者対策事業
 - ③社会福祉審議会の運営
 - ④地域福祉計画推進事業
 - ⑤多様な主体による協働・連携推進事業
 - ⑥かわさき健幸福寿プロジェクト
 - ⑦健康リビング事業
 - ⑧居住支援協議会の運営
- (4) 社会福祉協議会との協働・連携
- ①社会福祉協議会との協働・連携
- (5) 総合的な施策展開に向けた連携体制
- ①川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

川崎区地域福祉計画
策定にあたって

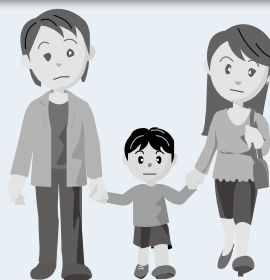
第1章

1 川崎区地域福祉計画とは

(1) 川崎区地域福祉計画の位置付けと策定の趣旨

川崎区では、近年大規模マンションの建設が進み、若い世代の転入者が多くなっています。また、外国人市民人口やひとり暮らし高齢者は市内で最も多くなっており、障害のある人の数も増えています。心身の健康問題や孤立化、育児や災害に対する不安、貧困問題など課題も多様化、複合化しています。

みんなの声



子育てをしている仲間を作って、いろいろな情報を知りたい…

最近は風水害が多くて、避難できるか心配…



転職してきたけれど、近所に顔見知りの人もないし、どんなまちなんだろう…

仕事を辞めてから生きがいが感じられない…



障害のある子どもを育てているけれど、見た目でわからないので、理解してもらえない…



最近物忘れがひどい…大丈夫かしら、誰に相談したらいいかしら…



あまり出歩かなくなって足腰が弱ってしまった…



日本語がよくわからない…同じ国の人が集まる場所はないかな…



これらの課題は、区民一人ひとりの力だけで解決できるものではありません。課題を解決するためには、区民の皆さん、地域活動団体、関係機関、行政等がそれぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係を作り、隣近所をはじめとする身近な地域での助け合いや、地域活動団体やボランティアの活動、公的サービスなどを組み合わせていくことが必要です。

「川崎区地域福祉計画」は、市全体の課題解決に取り組む「川崎市地域福祉計画」のもと、川崎区の地域性に応じて具体的な施策を取りまとめています。より地域に密着した支え合いの仕組みを作り、暮らしやすいまちづくりを目指すために「川崎区地域福祉計画」を策定します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

川崎市では、すべての地域住民を対象として「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進のために、平成28(2016)年4月、各区保健福祉センターの中に「地域みまもり支援センター」を設置しました。また、平成31(2019)年4月には、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」とし、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を目指しています。

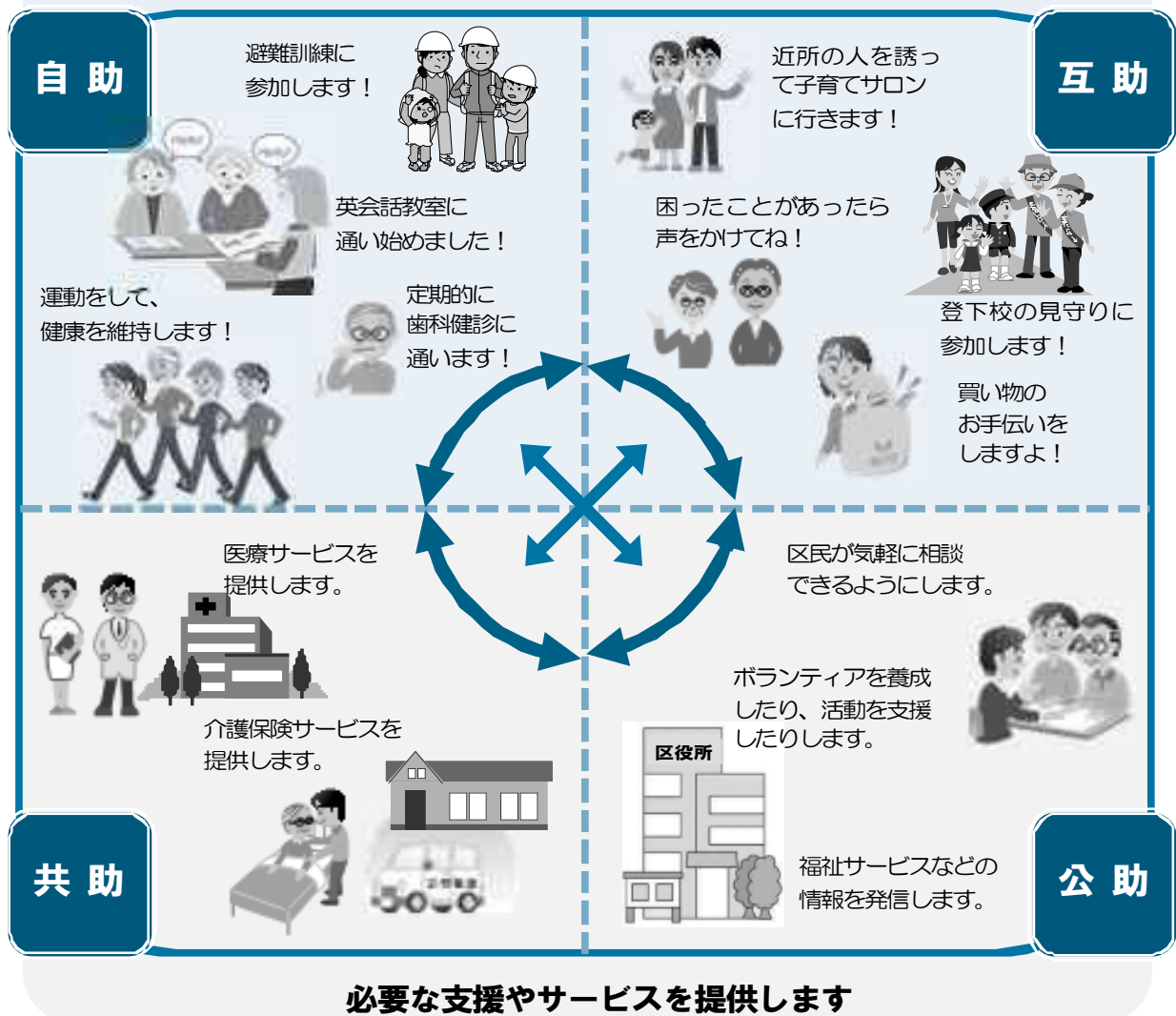
川崎区では、地域包括ケアシステムの構築に向けて多職種による地域づくりと個別支援を進めています。また、地域の多様な主体とのネットワークにより、地域の課題等について情報共有を図るとともに、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

地域の課題解決に向けて

区民一人ひとりが主役です！！

一人ひとりが自分でできること

みんなの支え合い・助け合い



（3）川崎市川崎区社会福祉協議会との連携

川崎市川崎区社会福祉協議会（以下「区社協」という）では「川崎区地域福祉活動計画」を策定しています。

「川崎区地域福祉活動計画」は、地域住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業を行う団体が協力して、地域福祉を推進していくための民間の活動・行動計画です。

第6期計画の策定では、第5期計画に引き続き「川崎区地域福祉活動計画」と計画期間を合わせ、地域福祉事業の展開においてその機能と役割を互いにより一層果たすことができるよう、共通の理念と目標を掲げるなど、策定段階から一体的に進めてきました。

（4）計画策定の流れ

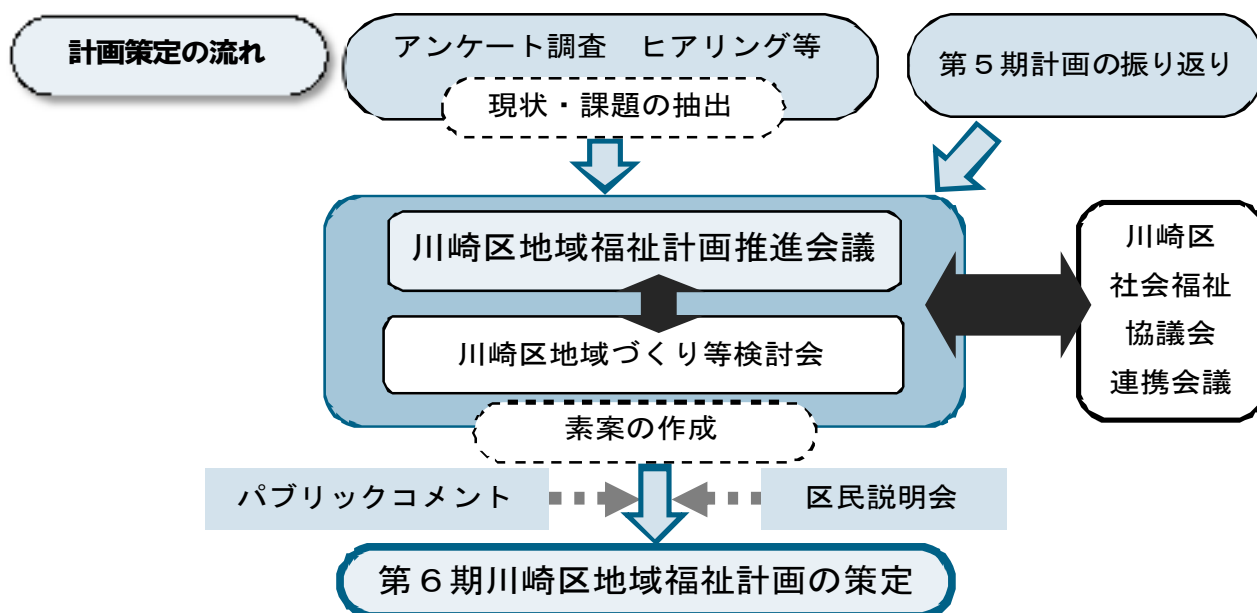
「川崎区地域福祉計画」を策定するにあたり、まず、第5期計画の振り返りを行うとともに、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査などで、地域の現状と課題の把握を行いました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「川崎区地域福祉計画推進会議」で、様々な視点から川崎区の地域福祉の推進に向けた理念や基本目標、取組のあり方などについて意見聴取を行いました。

それらをもとに、行政職員による「川崎区地域づくり等検討会」において具体的な取組、役割分担などを検討し、推進会議とともに計画の素案を作成しました。

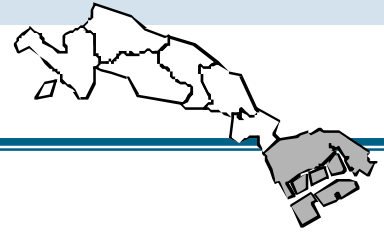
また、区社協との連携会議において、「川崎区地域福祉計画」と「川崎区地域福祉活動計画」が相互に補強・補完し合えるよう検討を重ねました。

さらに計画素案をパブリックコメント[★]や区民説明会で公表し、区民の意見を踏まえて検討した上で、この計画を策定しました。



★ パブリックコメント：市民生活に重要な政策等を定める際に、これらの案や関連資料をあらかじめ公表して、広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」（意見公募手続）と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。

2 川崎区の地域の特徴



(1) 川崎区の概況

川崎区は、東海道五十三次の宿場町である旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、企業で働く人々の住宅地として発展してきた旧田島町の3地区と臨海部の埋立地で構成されています。明治時代から第二次世界大戦にかけて、東京からの工場移転等により市街地化が進み、戦後、臨海部では重化学工業地帯が形成されました。これに伴い、公害問題など様々な都市問題が生じましたが、環境改善に向けた取組を進め、現在では、公害を克服する過程で得られた経験を活かして高度な環境関連技術が生み出され、世界的なハイテク企業や研究開発機関が集積した先端産業都市の中核として成長を続けています。

臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野などの先端技術の研究開発拠点の整備が進められている一方で、東扇島地区では、市内唯一の人工海浜を有する東扇島東公園や、展望室からの夜景が日本夜景遺産に認定されていた川崎マリエンなどが市民の憩いの場になっています。さらに、臨海部の工場や事業所をはじめとした生産現場を訪れる産業観光が、新たな川崎の魅力として脚光を浴びています。

市の玄関口である川崎駅東口周辺地区は、駅東西の回遊性の向上を図るためのJR川崎駅北口通路が開通し、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として一層充実した都市機能を有するなど、歴史文化産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

また、区の特徴の一つとして外国人住民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特性も見ることができます。

◆ 川崎地区（区役所管内）

古くは東海道五十三次の宿場町として栄えたことから、歴史的な地域資源が多く残る地区です。商業施設が多く、市の行政、経済の中心となっています。

◆ 大師地区（大師支所管内）

川崎大師平間寺の門前町として発展した歴史を持ち、下町情緒あふれる地域の残る地区です。工場移転の跡地にマンションが建設され、子育て世代を中心に転入が増えています。

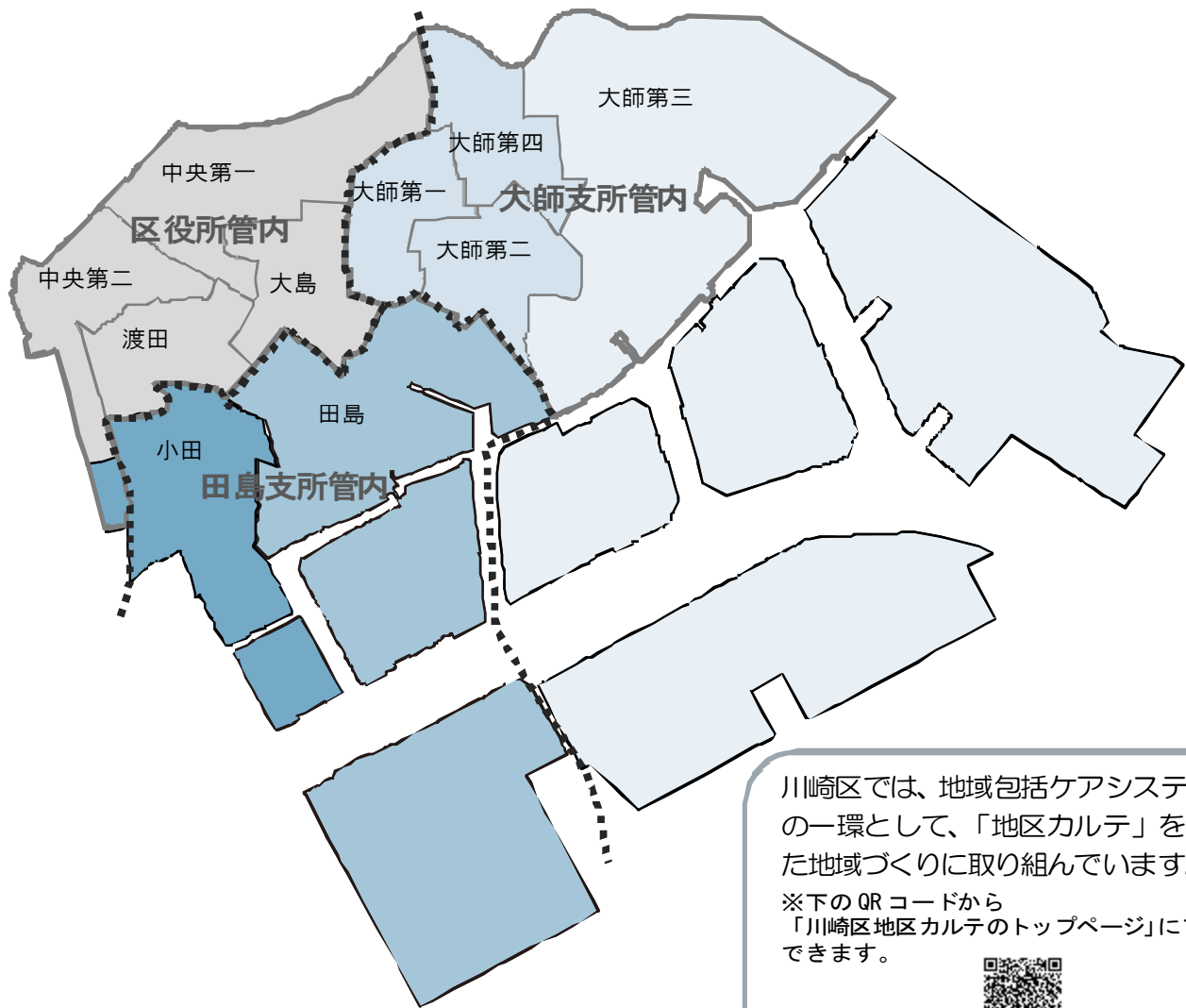
◆ 田島地区（田島支所管内）

京浜工業地帯の中心となり、そこに働く人々の住宅地として形成された地区です。川崎地区に次いで外国人住民人口の割合が高く、コリアタウンと呼ばれるエリアもあります。

(2) 地区の概況

川崎区には、町内会・自治会、小学校区（20 地区）、中学校区（10 地区）、地区民生委員児童委員協議会の区域（10 地区）、地区社会福祉協議会の区域（10 地区）、地域包括支援センターの区域（9地区）等、様々な区域が存在します。

ここでは、令和2年度に市が設定した「地域ケア圏域[★]」ごとに紹介していきます。



川崎区では、地域包括ケアシステム推進の一環として、「地区カルテ」を活用した地域づくりに取り組んでいます。

※下の QR コードから「川崎区地区カルテのトップページ」にアクセスできます。



地区カルテとは…

人口などの統計データや地域資源、地域活動などを 10 地区に分けて整理し、まとめたものです。お住いの地域について情報を共有し、課題解決に向けた取組を進めていくためのツールとして活用していきます。

各地区の情報についてはホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。

★ 地域ケア圏域：川崎市では、地域包括ケアシステム構築に向けて、地区カルテ等を活用した地域マネジメントを一層推進していくため、これまでの行政の取組を推進してきた状況を踏まえ、「地域ケア圏域」を44圏域に分け、介護保険制度上の日常圏域としても位置付けます。

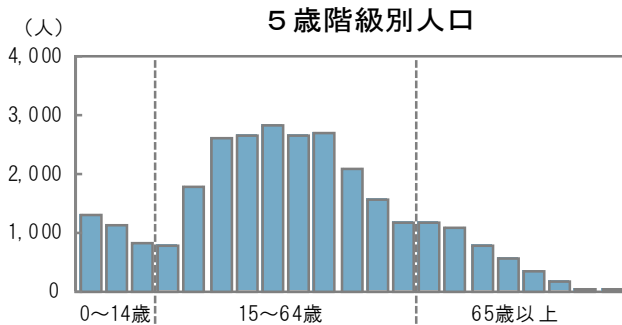
① 中央第一地区

東海道五十三次の宿場町として栄えたことから、歴史的資源が多く残る地域で、川崎駅、京急川崎駅を中心に官公庁や商業・サービス関連施設などが集積する中心市街地です。

■対象エリア：旭町1丁目、旭町2丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、榎町、境町、新川通、鈴木町、東田町、富士見1丁目、堀之内町、本町1丁目、本町2丁目、港町、宮前町、宮本町

■エリアに属する町内会・自治会数：17

人口	28,260人	世帯数	16,829世帯
年少人口(0~14歳)	3,273人	年少人口割合	11.58%
生産年齢人口(15~64歳)	20,819人	生産年齢人口割合	73.67%
高齢者人口(65歳以上)	4,168人	高齢者人口割合(高齢化率)	14.75%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和2年3月末日現在)



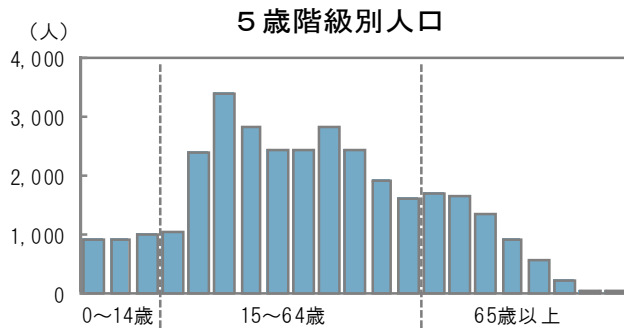
② 中央第二地区

川崎駅が近く、交通の便が良い地域です。かわさき老人福祉・地域交流センターやかわさき健康づくりセンターが近くにあり、健康づくり活動の拠点となっています。

■対象エリア：貝塚1丁目、貝塚2丁目、元木1丁目、元木2丁目、下並木、池田1丁目、池田2丁目、京町1丁目、京町2丁目、日進町、小川町、南町、堤根

■エリアに属する町内会・自治会数：11

人口	32,948人	世帯数	20,389世帯
年少人口(0~14歳)	2,877人	年少人口割合	8.73%
生産年齢人口(15~64歳)	23,468人	生産年齢人口割合	71.23%
高齢者人口(65歳以上)	6,603人	高齢者人口割合(高齢化率)	20.04%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和2年3月末日現在)



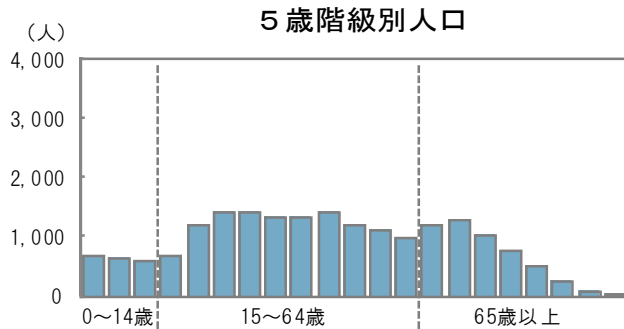
③ 渡田地区

市電通りを挟んで、東西に広がる地域です。住宅地が主であり、川崎駅からバスや徒歩圏内でアクセスしやすいエリアです。渡田いこいの家が地域の活動拠点となっています。

■対象エリア：渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田向町、
渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、渡田山王町、
渡田東町、小田1丁目

■エリアに属する町内会・自治会数：9

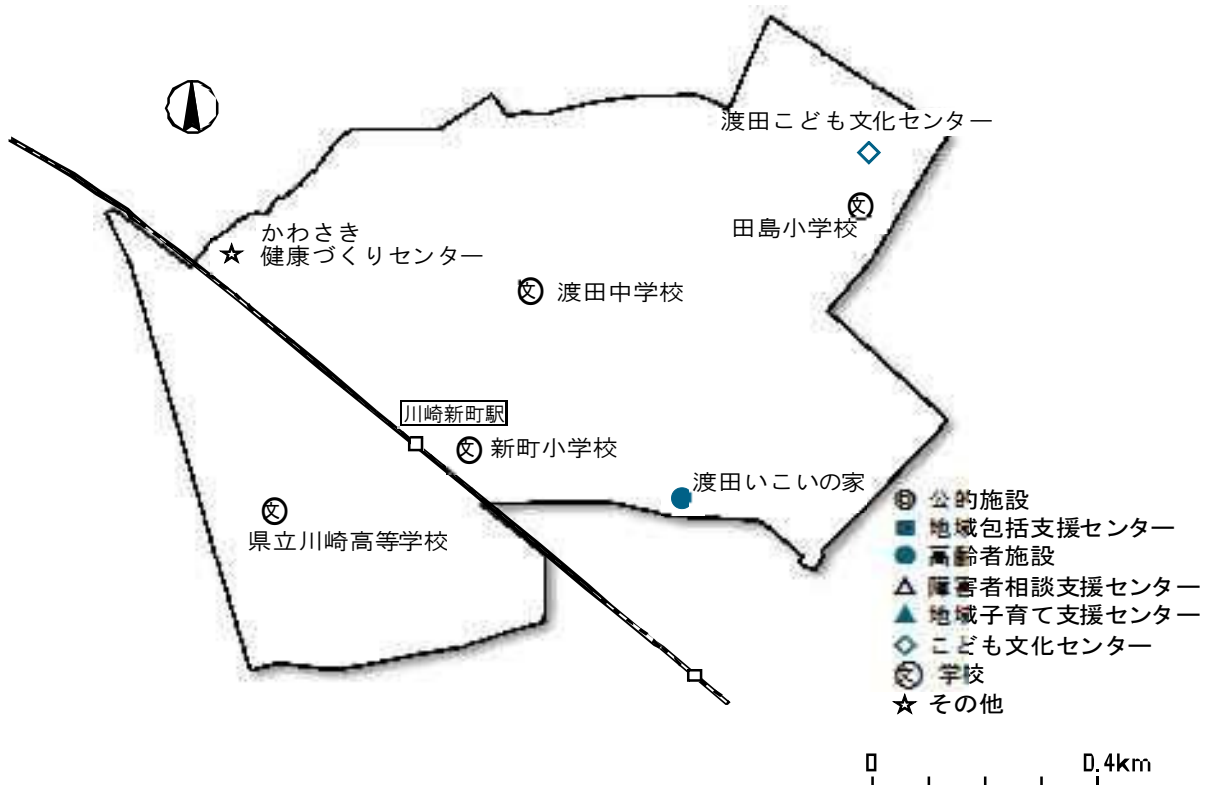
人口	18,994人	世帯数	10,524世帯
年少人口（0～14歳）	1,860人	年少人口割合	9.79%
生産年齢人口（15～64歳）	12,033人	生産年齢人口割合	63.35%
高齢者人口（65歳以上）	5,101人	高齢者人口割合（高齢化率）	26.86%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



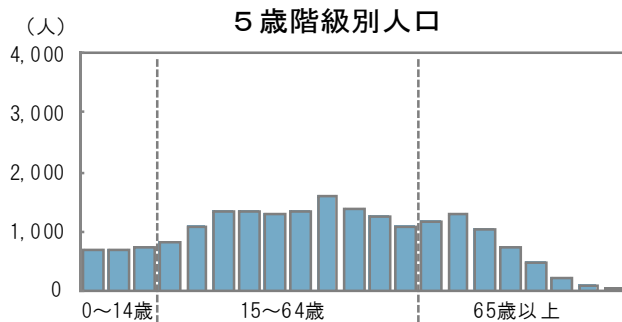
④ 大島地区

新川通りや富士見通り沿いにある地域です。令和元年度に開所した川崎市保育・子育て総合支援センターや富士見公園などの住民が集う場や相談機関が多数存在するエリアです。

■対象エリア：大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、大島上町、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、富士見2丁目

■エリアに属する町内会・自治会数：8

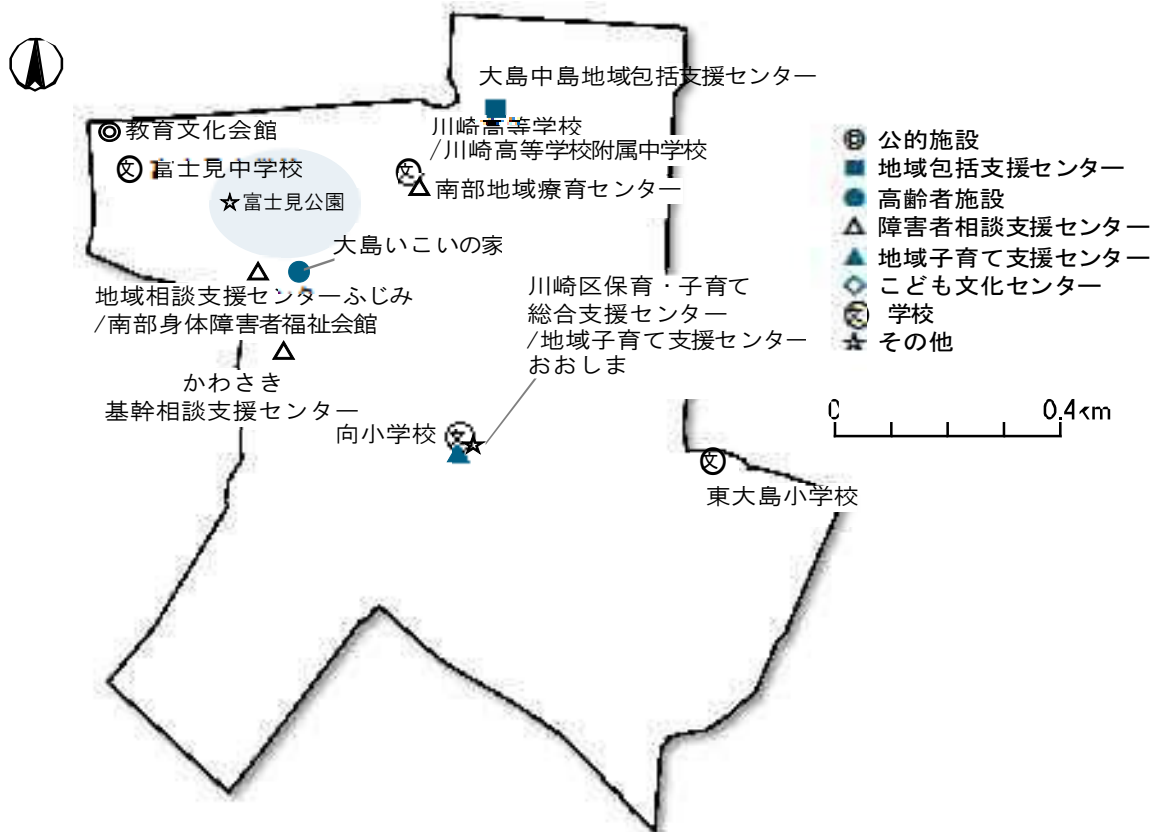
人口	19,328人	世帯数	10,365世帯
年少人口(0~14歳)	2,081人	年少人口割合	10.77%
生産年齢人口(15~64歳)	12,358人	生産年齢人口割合	63.94%
高齢者人口(65歳以上)	4,889人	高齢者人口割合(高齢化率)	25.29%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎市地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和2年3月末日現在)



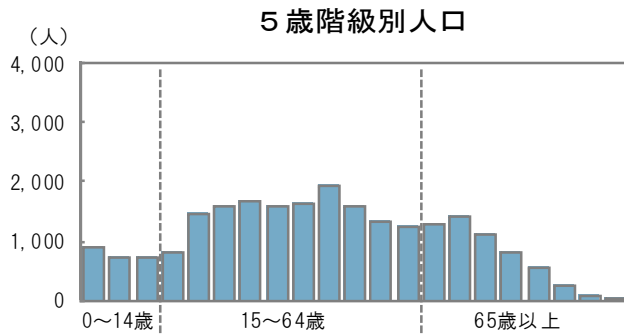
⑤ 大師第一地区

平坦な土地で交通の便が良い地域であり、教育文化会館大師分館（プラザ大師）があります。大師駅前には大規模なマンションが建設され、子育て世帯が多く転入しています。

■対象エリア：大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、川中島1丁目、川中島2丁目、伊勢町、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目

■エリアに属する町内会・自治会数：6

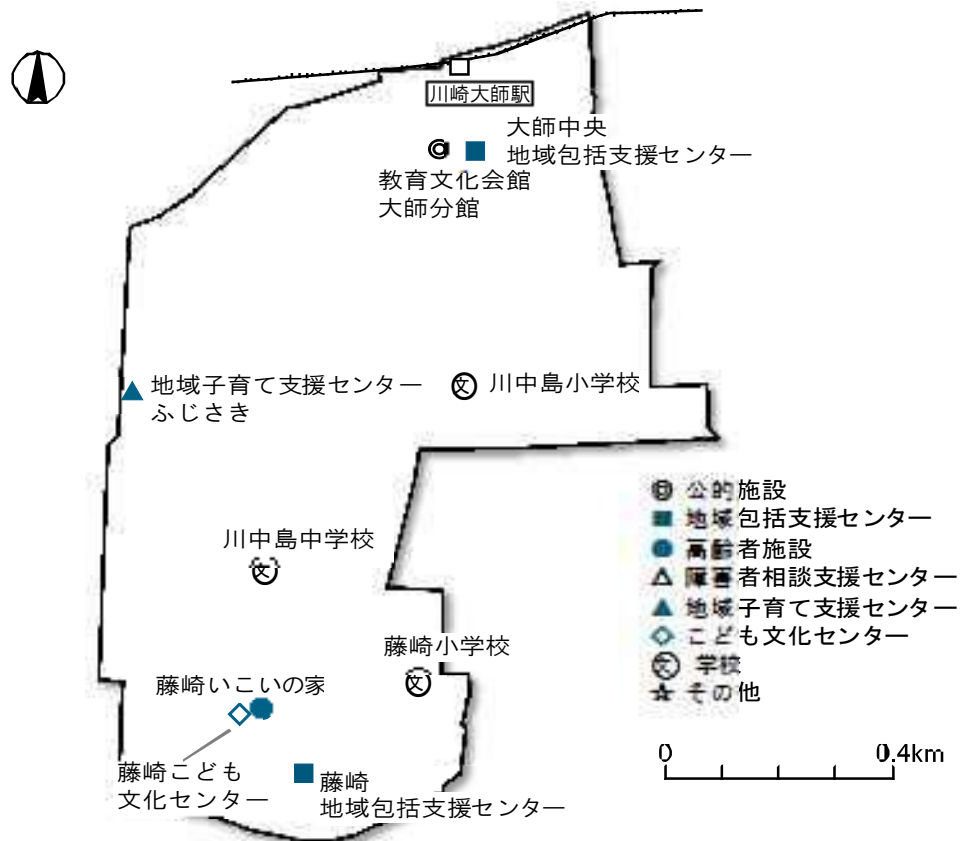
人口	22,524人	世帯数	12,007世帯
年少人口（0～14歳）	2,374人	年少人口割合	10.54%
生産年齢人口（15～64歳）	14,739人	生産年齢人口割合	65.44%
高齢者人口（65歳以上）	5,411人	高齢者人口割合（高齢化率）	24.02%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



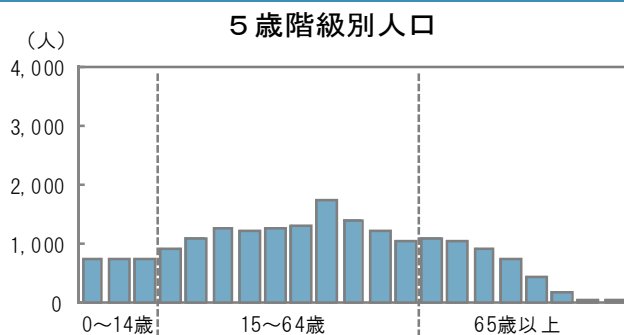
⑥ 大師第二地区

住宅地が主となっているエリアであり、産業道路を挟んで両側に広がる地域です。学校の他に福祉施設や大型商業施設などがあり、行事等でも連携しています。

■対象エリア：四谷上町、四谷下町、観音1丁目、観音2丁目、池上新町1丁目、池上新町2丁目、池上新町3丁目、台町

■エリアに属する町内会・自治会数：4

人口	19,461人	世帯数	10,026世帯
年少人口（0～14歳）	2,288人	年少人口割合	11.76%
生産年齢人口（15～64歳）	12,617人	生産年齢人口割合	64.83%
高齢者人口（65歳以上）	4,556人	高齢者人口割合（高齢化率）	23.41%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



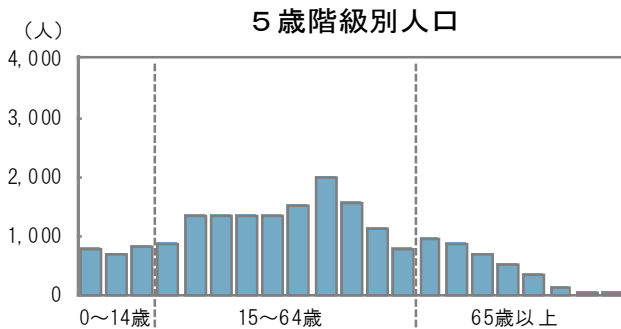
⑦ 大師第三地区

臨海部に面しており、工場地帯の企業と地域のつながりがある地域です。大型マンションの建設により子育て世代が多く転入しています。子育て支援施設が多いエリアです。

■対象エリア：殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、出来野、大師河原1丁目、大師河原2丁目、江川1丁目、江川2丁目、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、浮島町、小島町、千鳥町、東扇島、水江町

■エリアに属する町内会・自治会数：10

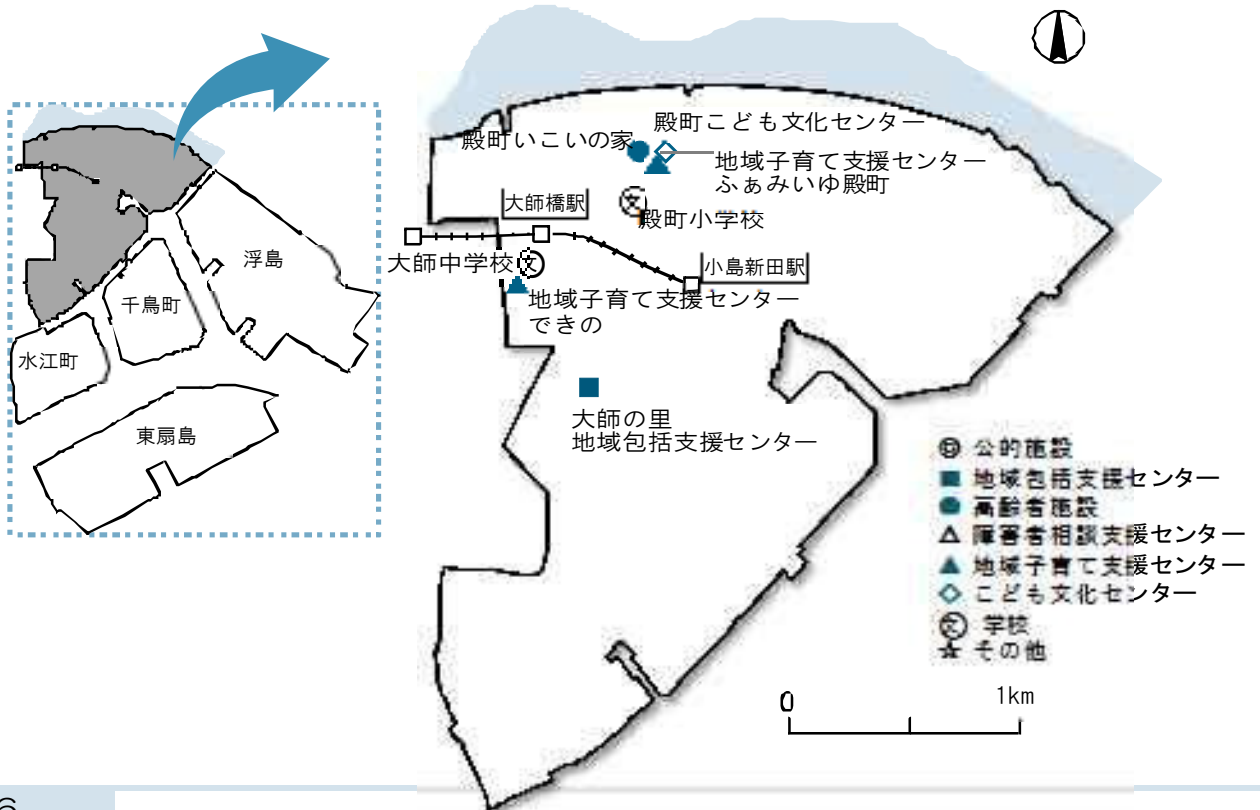
人口	18,953人	世帯数	10,257世帯
年少人口(0~14歳)	2,244人	年少人口割合	11.84%
生産年齢人口(15~64歳)	13,204人	生産年齢人口割合	69.67%
高齢者人口(65歳以上)	3,505人	高齢者人口割合(高齢化率)	18.49%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和2年3月末日現在)



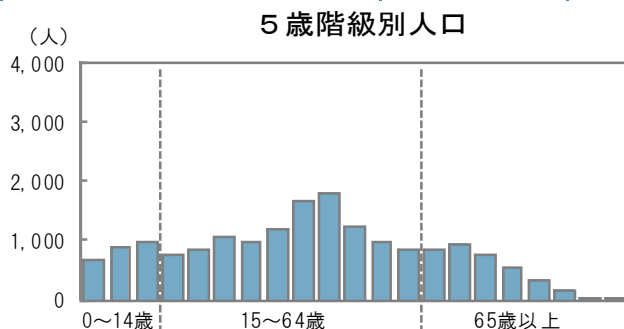
⑧ 大師第四地区

川崎大師平間寺の周辺を取り巻く古くからの門前町であり、川崎区役所大師支所がある地域です。大師公園など、子どもを連れて行ける通いの場が充実しています。

■対象エリア：大師本町、大師町、東門前1丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、昭和1丁目、昭和2丁目、中瀬1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目、大師公園

■エリアに属する町内会・自治会数：8

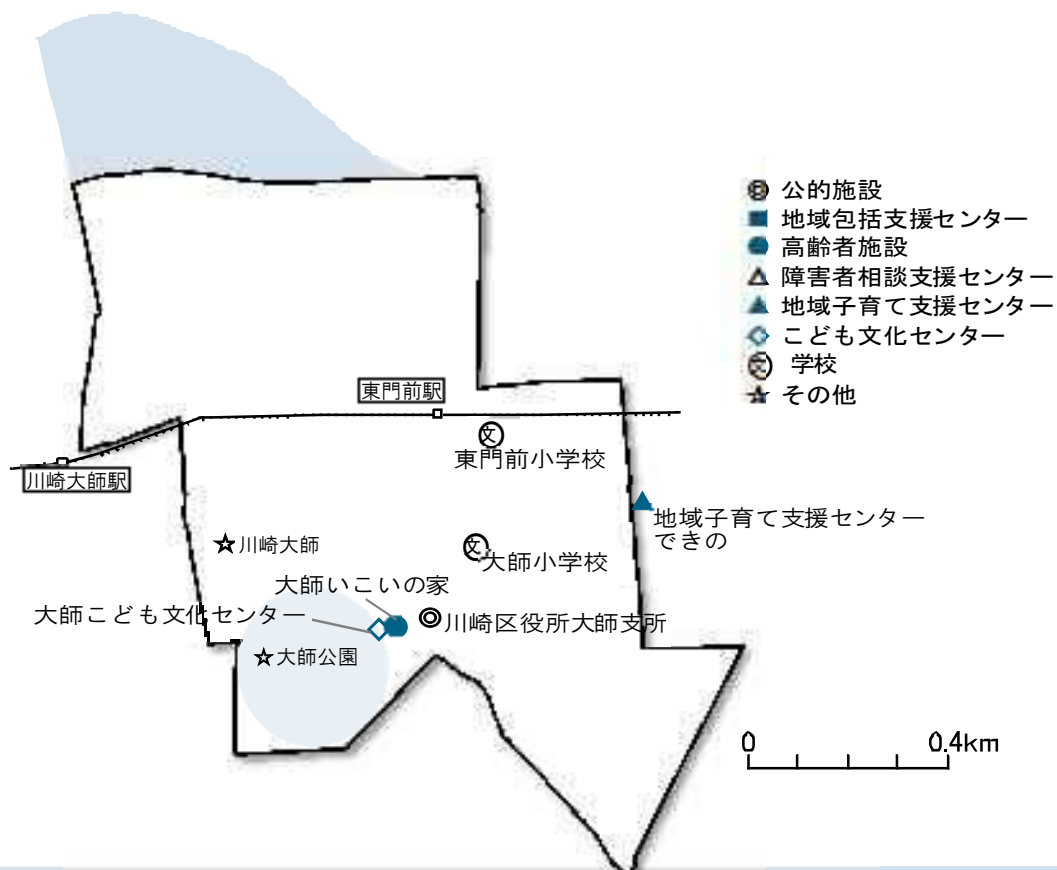
人口	17,541人	世帯数	8,763世帯
年少人口(0~14歳)	2,525人	年少人口割合	14.39%
生産年齢人口(15~64歳)	11,400人	生産年齢人口割合	64.99%
高齢者人口(65歳以上)	3,616人	高齢者人口割合(高齢化率)	20.61%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和2年3月末日現在)



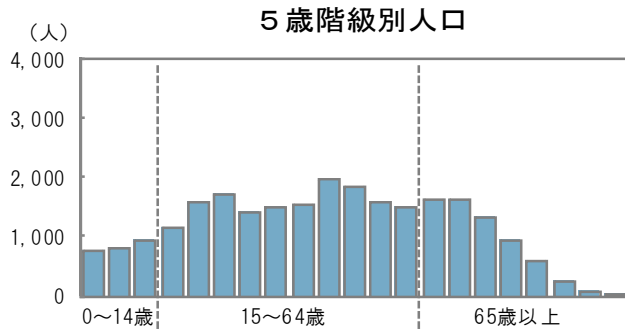
⑨ 田島地区

臨海部の企業とともに発展した古い歴史のある地域です。川崎区役所田島支所や教育文化会館田島分館（プラザ田島）といった公的機関や福祉関連施設・拠点が多く存在します。

■対象エリア：鋼管通1丁目、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、扇町、田島町、追分町、浅野町、南渡田町、扇島

■エリアに属する町内会・自治会数：13

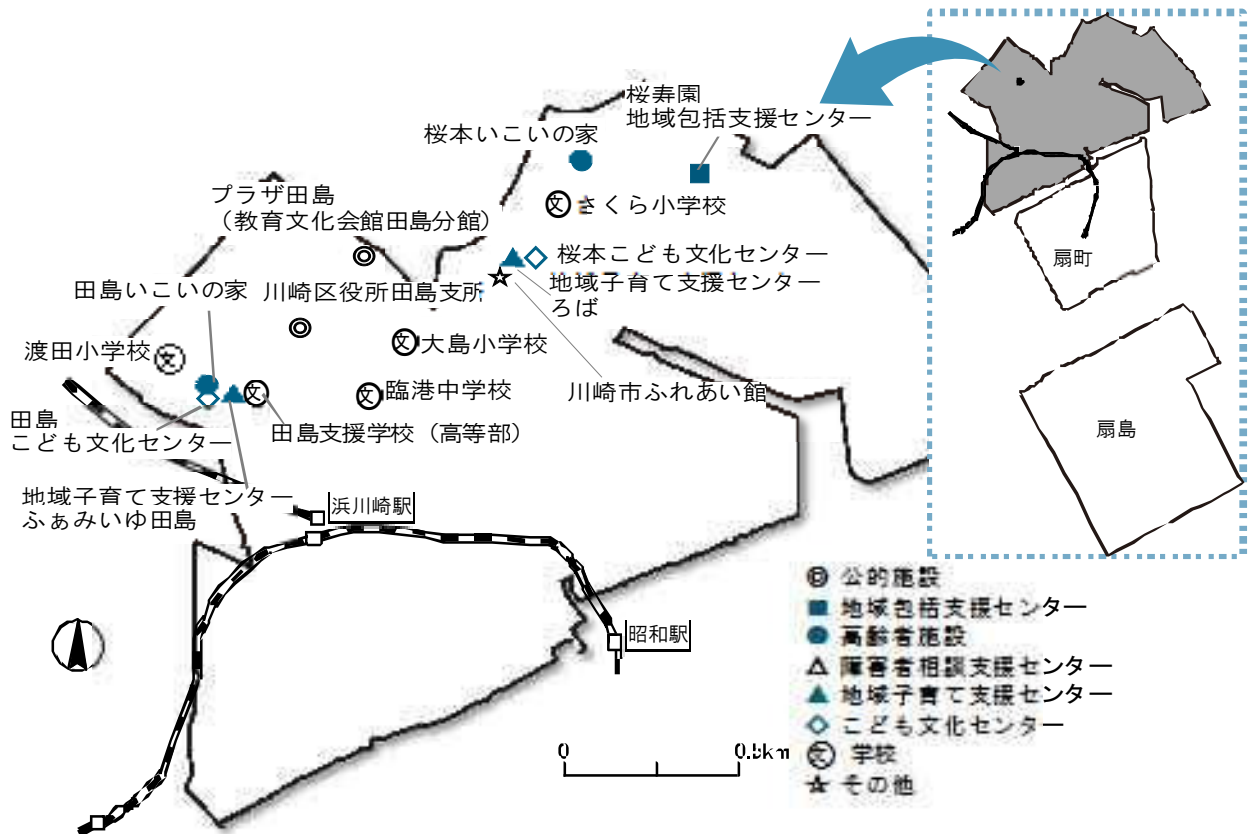
人口	24,730人	世帯数	13,588世帯
年少人口（0～14歳）	2,492人	年少人口割合	10.08%
生産年齢人口（15～64歳）	15,777人	生産年齢人口割合	63.80%
高齢者人口（65歳以上）	6,461人	高齢者人口割合（高齢化率）	26.13%



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」（令和2年3月末日現在）



⑩ 小田地区

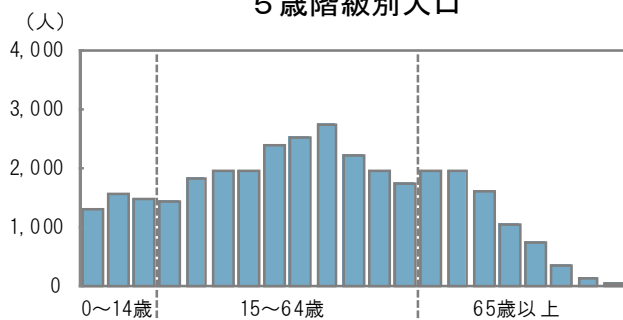
古くからの住宅が密集している地域であり、小田公園は住民の様々な活動の場となっています。近年、工場跡地に大規模マンションが建設され、新しい住民が増えています。

■対象エリア：浅田1丁目、浅田2丁目、浅田3丁目、浅田4丁目、京町3丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田7丁目、白石町、大川町、田辺新田、小田栄1丁目、小田栄2丁目

■エリアに属する町内会・自治会数：12

人口	32,634人	世帯数	16,293世帯
年少人口(0~14歳)	4,325人	年少人口割合	13.25%
生産年齢人口(15~64歳)	20,582人	生産年齢人口割合	63.07%
高齢者人口(65歳以上)	7,727人	高齢者人口割合(高齢化率)	23.68%

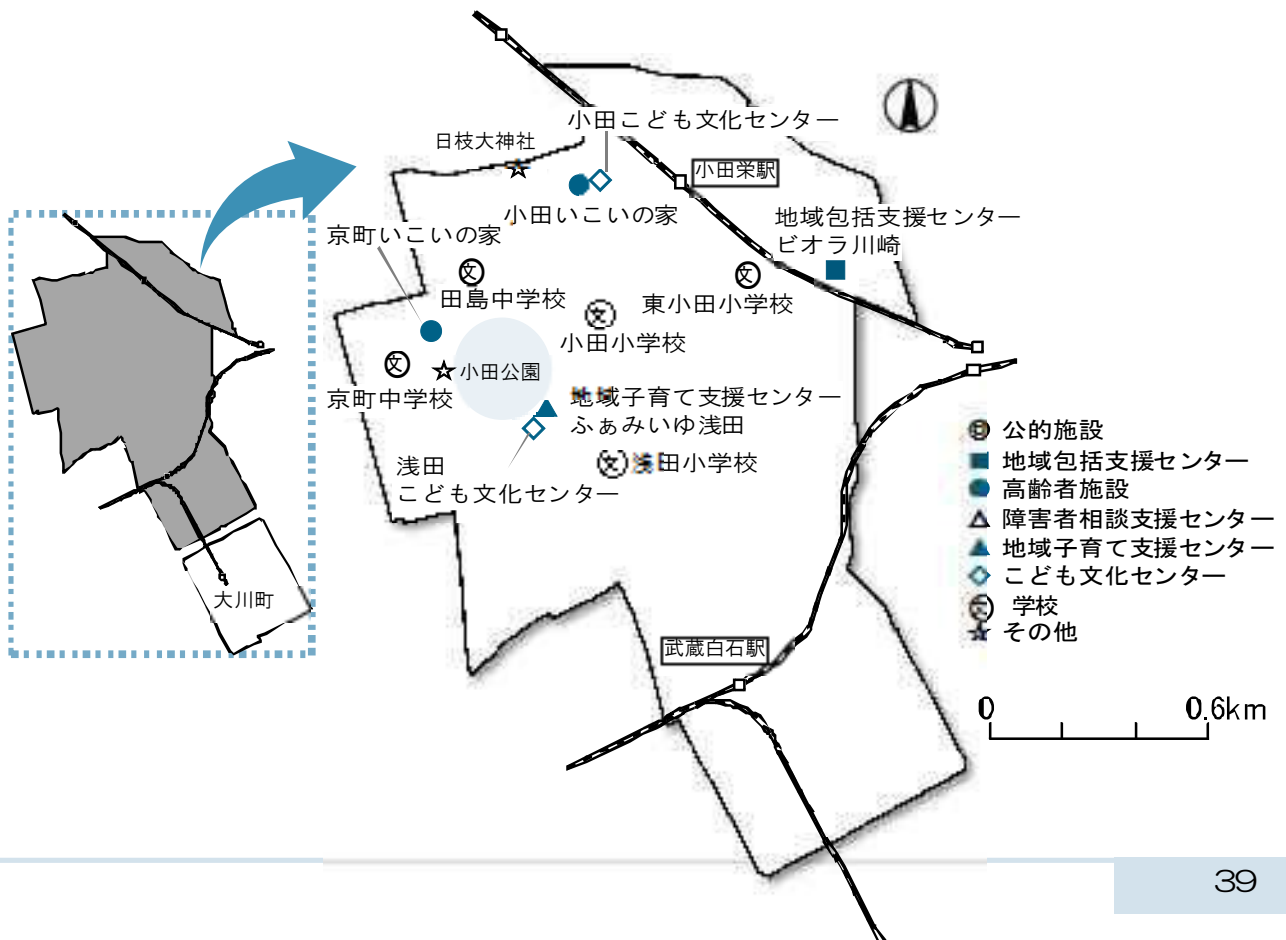
5歳階級別人口



詳しい地区の情報はホームページ上の「川崎区地区カルテ」をご覧ください。
※下のQRコードからPDFをダウンロードできます。



資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」「町丁別世帯数・人口」(令和2年3月末日現在)

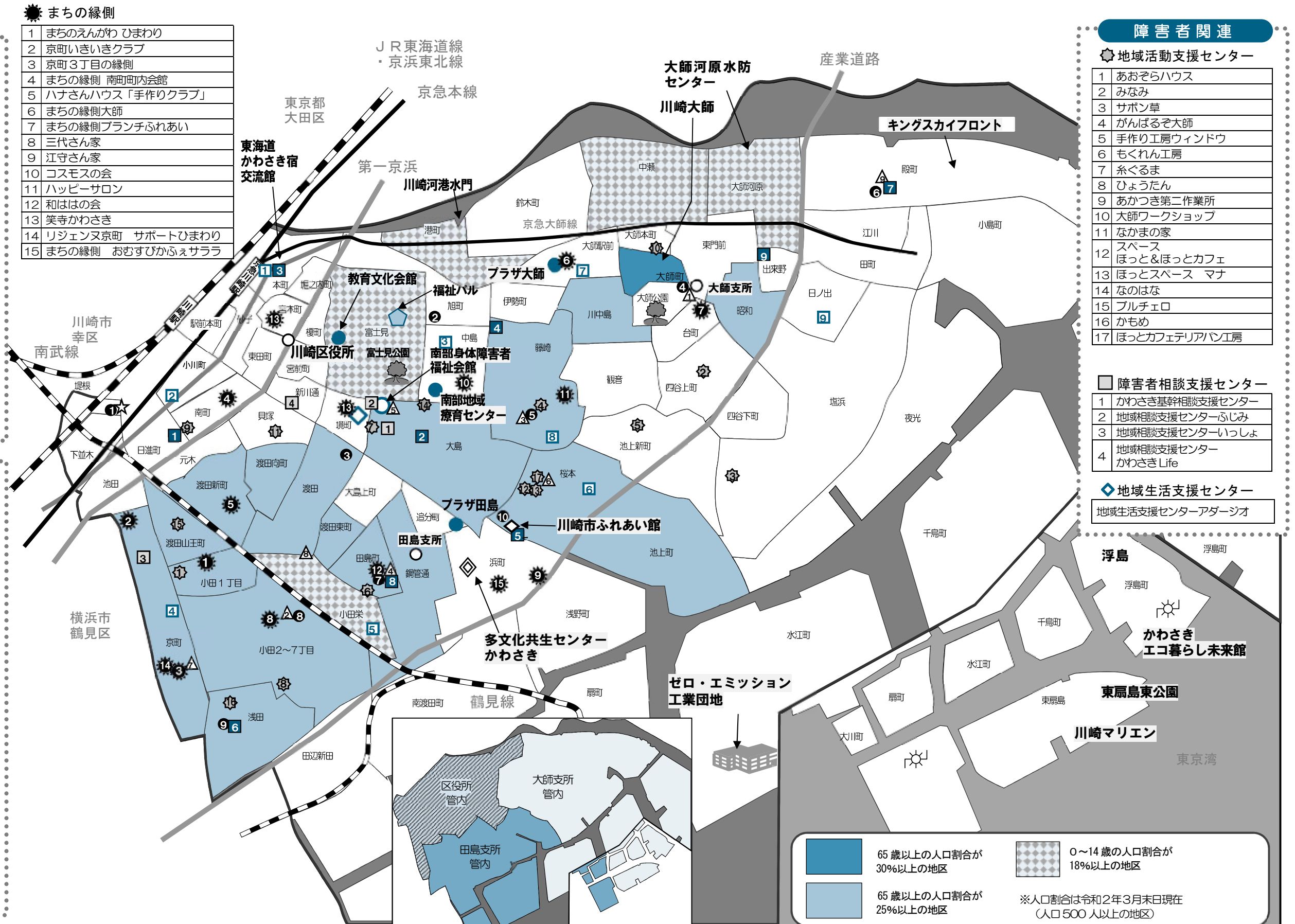


(3) 地域福祉マップ

- 子ども関連**
- **こども文化センター**
 - 1 日進町こども文化センター
 - 2 旭町こども文化センター
 - 3 渡町こども文化センター
 - 4 大師こども文化センター
 - 5 藤崎こども文化センター
 - 6 殿町こども文化センター
 - 7 田島こども文化センター
 - 8 小田こども文化センター
 - 9 浅田こども文化センター
 - 10 桜本こども文化センター
 - **地域子育て支援センター**
 - 1 地域子育て支援センターあすなろ
 - 2 地域子育て支援センターおおしま
 - 3 地域子育て支援センターあいこく
 - 4 地域子育て支援センターふじさき
 - 5 地域子育て支援センターろば
 - 6 地域子育て支援センターふあみいゆ浅田
 - 7 地域子育て支援センターふあみいゆ殿町
 - 8 地域子育て支援センターふあみいゆ田島
 - 9 地域子育て支援センターできの
- 高齢者関連**
- **地域包括支援センター**
 - 1 しおん地域包括支援センター
 - 2 恒春園地域包括支援センター
 - 3 大島中島地域包括支援センター
 - 4 京町地域包括支援センター
 - 5 地域包括支援センターピオラ川崎
 - 6 桜寿園地域包括支援センター
 - 7 大師中央地域包括支援センター
 - 8 藤崎地域包括支援センター
 - 9 大師の里地域包括支援センター
 - △ **老人いこいの家 (いこいの家)**
 - 1 大師いこいの家
 - 2 小田いこいの家
 - 3 藤崎いこいの家
 - 4 田島いこいの家
 - 5 大島いこいの家
 - 6 桜本いこいの家
 - 7 京町いこいの家
 - 8 渡田いこいの家
 - 9 殿町いこいの家
 - ★ **老人福祉センター (いきいきセンター)**

かわさき老人福祉・地域交流センター

- ☀ **まちの縁側**
- 1 まちのえんがわ ひまわり
 - 2 京町いきいきクラブ
 - 3 京町3丁目の縁側
 - 4 まちの縁側 南町町内会館
 - 5 ハナさんハウス「手作りクラブ」
 - 6 まちの縁側大師
 - 7 まちの縁側ランチふれあい
 - 8 三代さん家
 - 9 江守さん家
 - 10 コスモスの会
 - 11 ハッピーサロン
 - 12 和ははの会
 - 13 笑寺かわさき
 - 14 リジエンヌ京町 サポートひまわり
 - 15 まちの縁側 おむすびかふえサララ



- 障害者関連**
- ☀ **地域活動支援センター**
 - 1 あおぞらハウス
 - 2 みなみ
 - 3 サボン草
 - 4 がんばるぞ大師
 - 5 手作り工房ウィンドウ
 - 6 もくれん工房
 - 7 糸ぐるま
 - 8 ひょうたん
 - 9 あかつき第二作業所
 - 10 大師ワークショップ
 - 11 なかまの家
 - 12 スペース ほっと&ほっとカフェ
 - 13 ほっとスペース マナ
 - 14 なのはな
 - 15 プルチェロ
 - 16 かもめ
 - 17 ほっとカフェテリアパン工房
 - **障害者相談支援センター**
 - 1 かわさき基幹相談支援センター
 - 2 地域相談支援センターふじみ
 - 3 地域相談支援センターいっしょ
 - 4 地域相談支援センターかわさきLife
 - ◇ **地域生活支援センター**

地域生活支援センターアダージオ



施設名	住所	電話番号
○ 川崎区役所	東田町8 パレールビル	201-3113(総合案内)
○ 大師支所	東門前2-1-1	271-0130(総合案内)
○ 田島支所	綱管通2-3-7	322-1960(総合案内)
● 教育文化会館	富士見2-1-3	233-6361
● 教育文化会館大師分館(プラザ大師)	大師駅前1-1-5川崎大師パークホームズ2階	266-3550
● 教育文化会館田島分館(プラザ田島)	追分町16-1カルナーザ川崎4階	333-9120

福祉パル

地域住民の福祉活動の場の提供、各種講習会の開催、福祉機器の展示、福祉の相談広報活動等を行う、地域福祉活動の総合的拠点施設です。

福祉パルかわさき	富士見1-6-3 読売川崎富士見ビルB-1棟6階	246-5500
----------	-----------------------------	----------

児童相談所

子ども(18歳未満)のより健やかな成長と幸せのため、児童福祉法に基づき設置された専門の相談機関です。お子さんの養育、障害、性格行動、非行等に関して、専門スタッフが御家族と一緒に問題解決にあたります。また、児童虐待に関わる相談・通報を受け付けています。

川崎市こども家庭センター	幸区鹿島田1-21-9	542-1234
--------------	-------------	----------

こども文化センター

こども文化センターは、地域児童の遊びの拠点として設置されています。また乳幼児の子育て支援や市民活動の地域拠点の場としても利用できます。

日進町こども文化センター	堤根34-15 (ふれあいプラザかわさき3階)	230-1818
旭町こども文化センター	旭町2-1-5	222-1451
渡田こども文化センター	渡田1-15-5	344-7425
大師こども文化センター	大師公園1-4	266-8874
藤崎こども文化センター	藤崎4-17-6	222-7711
殿町こども文化センター	殿町1-18-13	277-7660
田島こども文化センター	田島町20-23	366-2806
小田こども文化センター	小田2-16-9	355-3754
浅田こども文化センター	浅田3-7-10	366-0271
桜本こども文化センター	桜本1-5-6(川崎市ふれあい館内)	276-4800

地域子育て支援センター

子育て中の親子が一緒に安心して遊べる施設です。子育てに関する知識や経験を持った担当者が、子育て情報の提供や講座の開催、相談などを行っています。また、保護者同士の交流の場にもなっています。

地域子育て支援センターあすなろ	日進町20-3	221-7037
地域子育て支援センターおおしま	大島4-17-2	244-7730
地域子育て支援センターあいいく	本町1-1-1	222-7555
地域子育て支援センターふじさき(令和2年9月移転)	藤崎1-6-8 藤崎保育園仮園舎内	211-1357
地域子育て支援センターろば	桜本1-5-6	276-4800
地域子育て支援センターふあみいゆ浅田	浅田3-7-10	223-6905
地域子育て支援センターふあみいゆ殿町	殿町1-18-13	201-6322
地域子育て支援センターふあみいゆ田島	田島町20-23	201-9566
地域子育て支援センターできの	出来野6-7	201-1146

地域包括支援センター

高齢者とその家族に関する身近な相談窓口です。社会福祉士、主任介護支援専門員と保健師等を中心に、それぞれの専門性を発揮しながら職員全員がチームでみなさんの支援を行います。

しおん地域包括支援センター	本町1-1-1	222-7792
恒春園地域包括支援センター	小川町10-10	211-6313
大島中島地域包括支援センター	中島2-3-2	201-8831
京町地域包括支援センター	京町2-15-6神和ビル3階	333-7920
地域包括支援センターピオラ川崎	小田栄2-1-7	329-1680
桜寿園地域包括支援センター	桜本2-39-4	287-2558
大師中央地域包括支援センター(令和2年8月移転)	大師駅前1-1-5川崎大師パークホームズ1階	270-5112
藤崎地域包括支援センター	藤崎4-20-1矢口ビル1階	270-3215
大師の里地域包括支援センター	日ノ出2-7-1	266-9130

いこいの家

高齢者に対し、健全ないこいの場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設です。市内居住の60歳以上の方が利用できます。

大師いこいの家	大師公園1-4	277-7979
小田いこいの家	小田2-16-9	344-3387
藤崎いこいの家	藤崎4-17-6	222-7773
田島いこいの家	田島町20-23	366-2811
大島いこいの家	大島1-9-6	233-8867
桜本いこいの家	桜本2-5-2	277-5125
京町いこいの家	京町3-12-2	344-0184
渡田いこいの家	渡田4-12-20	366-4075
殿町いこいの家	殿町1-20-15	287-9108

☆老人福祉センター(いきいきセンター)

高齢者のために、身上や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションのための施設利用等に便宜を図っています。

かわさき老人福祉・地域交流センター	堤根34-15	233-5592
-------------------	---------	----------

● まちの縁側(令和2年9月1日現在)

誰もが気軽に立ち寄り、近所の人等と交流できる場です。開催日時・内容は会場により異なります。

- ・まちのえんがわ ひまわり(小田1丁目)
- ・京町いきいきクラブ(京町小学校体育館)
- ・京町3丁目の縁側(京町3丁目町内会館)
- ・まちの縁側 南町町内会館(南町町内会館)
- ・ハナさんハウス「手作りクラブ」(渡田新町2丁目)
- ・まちの縁側大師(プラザ大師)
- ・まちの縁側ランチふれあい(大師いこいの家)
- ・三代さん家(小田2丁目)
- ・江守さん家(浜町4丁目)
- ・コスモスの会(中島商店街)
- ・ハッピーサロン(台町)
- ・和はの会(たじま家庭支援センター)
- ・笑寺かわさき(幸福寺又はピバース境町)
- ・リジェンヌ京町 サポートひまわり(京町3丁目)
- ・まちの縁側 おむすびかふえサララ(浜町1丁目)

問い合わせは川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課 201-3202

● 地域活動支援センター

障害者が社会参加への機会を得るという目的で生活支援及び就労訓練などを行っている施設です。

あおぞらハウス	小田1-1-21	366-8578
みなみ	四谷上町12-25 エスポフジヨシ102	276-5049
サボン草	塩浜2-21-3	288-5159
がんばるぞ大師	藤崎4-17-20	589-5480
手作り工房ウィンドウ	池上新町2-8-5木戸ビル1階	277-3113
もくれん工房	田島町22-12 打矢ビル1階	355-6123
糸ぐるま	大島1-3-6 Mレジデンス1階	222-0669
ひょうたん	小田6-2-16	344-4264
あかつき第二作業所	南町22-6 ライオンズマンション川崎第3 106号室	567-1230
大師ワークショップ	大師本町8-15 只隅ビル1階	287-9409
なかまの家	貝塚2-12-2	245-2130
スペースほっと & ほっとカフェ	桜本1-8-10	288-5141
ほっとスペース マナ	桜本1-9-9	589-3108
なのはな	大島4-7-12	222-2852
ブルチェロ	渡田山王町15-8-102	366-2291
かもめ	浅田3-8-3	333-7545
ほっとカフェテリアパン工房	桜本2-3-19 越川ビル1F	223-8608

□ 障害者相談支援センター

障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携しながら、障害のある方やそのご家族などの御相談をお受けし、支援を行っています。

かわさき基幹相談支援センター	大島1-4-8 イーストブル101	222-8281
地域相談支援センターふじみ	大島1-8-6	233-9949
地域相談支援センターいっしょ	京町1-16-26-101	201-6952
地域相談支援センターかわさきLife	新川通5-11 金子ビル701号室	201-7286

◇ 地域生活支援センター

地域で生活する精神障害をお持ちの方に、面接や電話による相談・援助、自主活動への支援、生活情報の提供等を行う施設です。

地域生活支援センターアダージオ	境町15-21 境町マンション2階	200-9349
-----------------	----------------------	----------

○ 身体障害者福祉会館

在宅障害者を対象に、障害福祉の向上を図るための各種事業を行っています。

南部身体障害者福祉会館	大島1-8-6	244-3971
-------------	---------	----------

● 地域療育センター

知的障害・肢体不自由などの障害のあるお子さんや傷害の疑いのあるお子さんに対して、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の総合的療育支援を行う施設です。

南部地域療育センター	中島3-3-1	211-3181
------------	---------	----------

◇ 川崎市ふれあい館 桜本1-5-6 276-4800

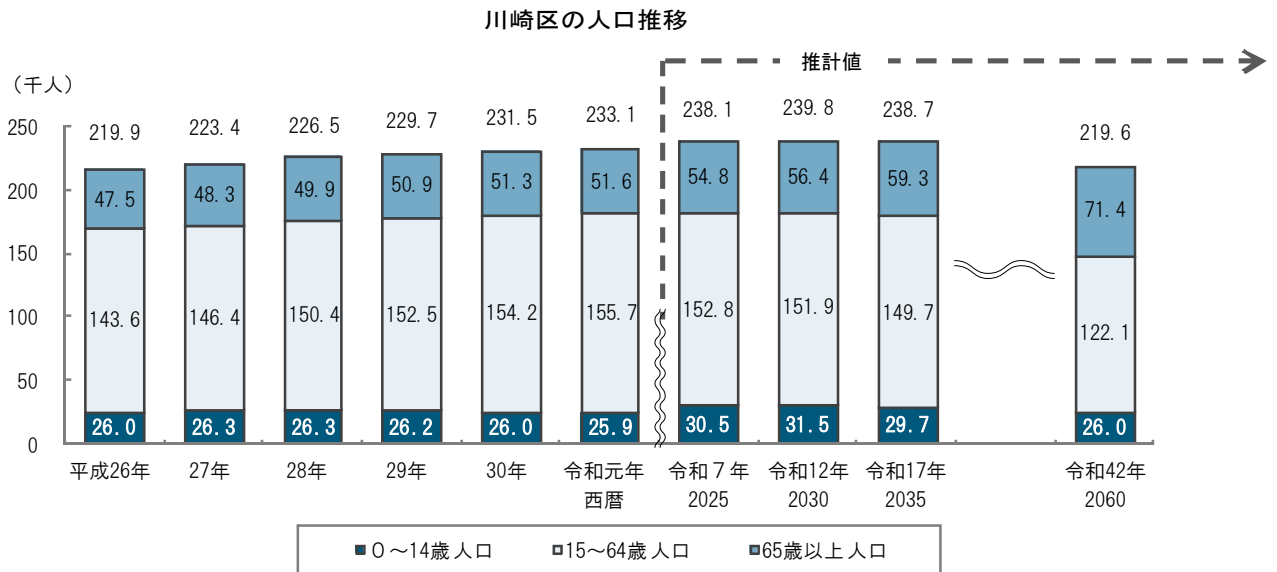
日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民として子どもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめる場です。民族文化についての講座や各種行事の開催等を行っています。

(4) 数字でみる川崎区

① 人口の状況

川崎区は中原区、高津区に次いで3番目に人口が多い区です。人口の増加傾向が続き、令和元（2019）年10月には233,116人となっています。

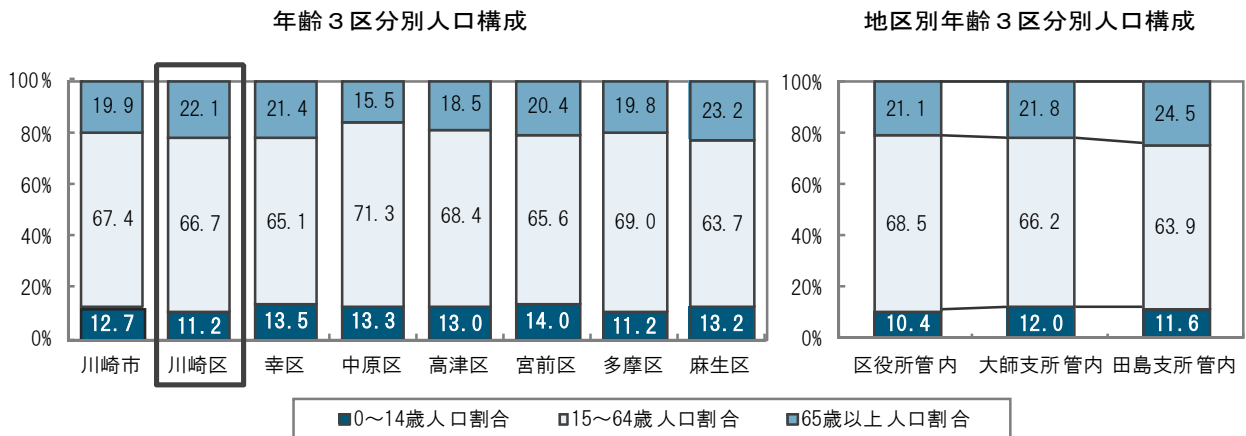
将来人口は、令和12（2030）年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は令和42（2060）年まで増加を続けると推計されています。



資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）
 年齢不詳があるため、総人口は合計と一致しない。
 令和7年以降は「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成29年5月 川崎市総務企画局）による。

② 高齢化の状況

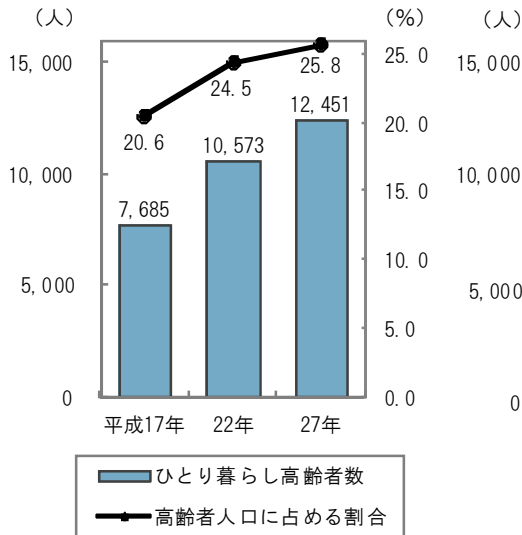
65歳以上の高齢者人口の割合は市内で2番目に高く、令和2（2020）年3月末には22.1%となっています。3地区別にみると、田島支所管内の高齢化率が24.5%と最も高くなっています。



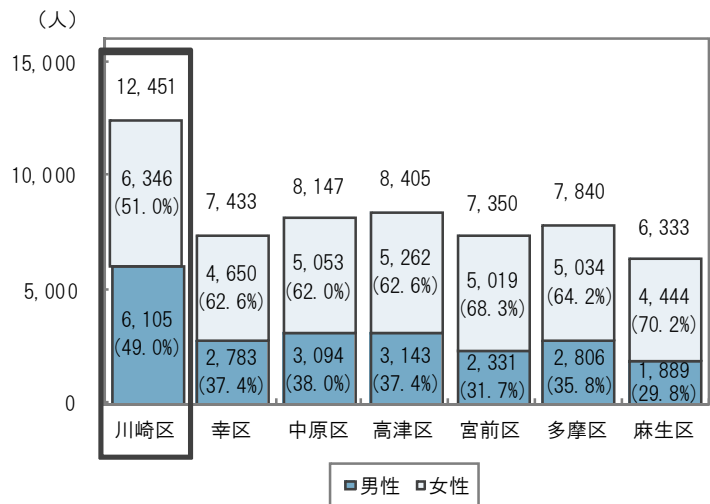
資料：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末日現在）
 ※構成割合は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合がある。

平成 27（2015）年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者数は市内で最も多く 12,000 人を超え、高齢者人口の 25.8%となっています。また、他区と比べて、男性のひとり暮らし高齢者の割合が高くなっています。

川崎区のひとり暮らし高齢者数の推移



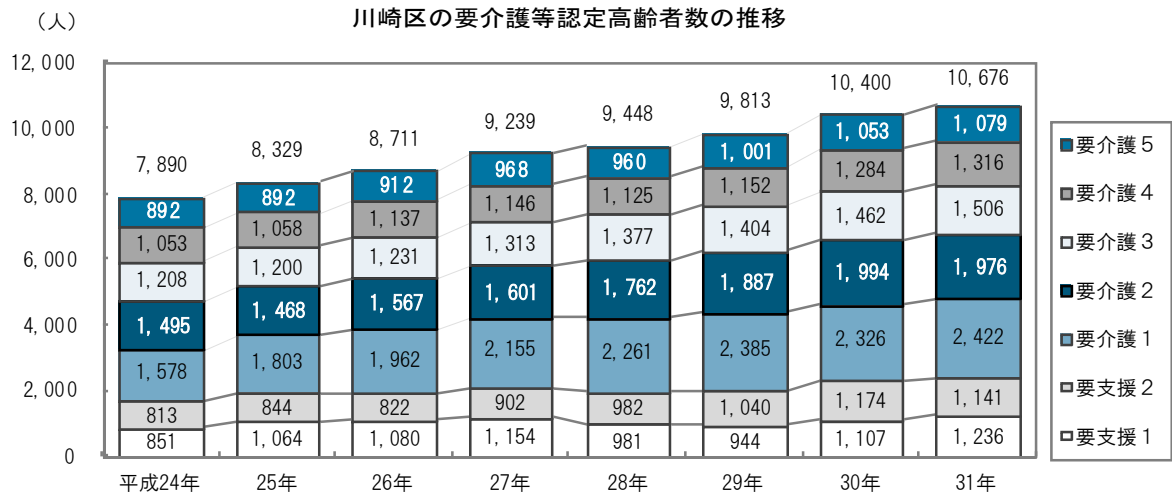
区別ひとり暮らし高齢者の男女別構成（平成 27 年）



資料：国勢調査

介護保険の要介護・要支援認定高齢者数は増加傾向にあり、平成31（2019）年4月1日時点で10,676人となっています。

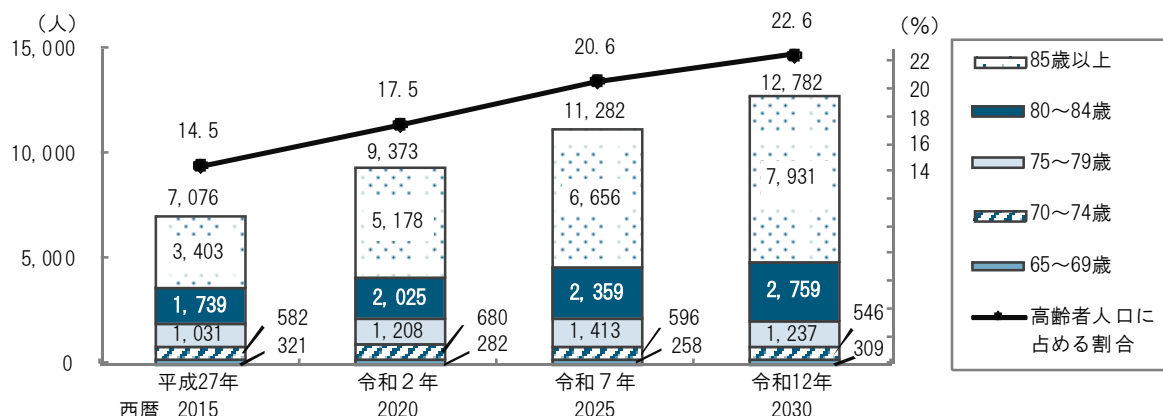
川崎区の要介護等認定高齢者数の推移



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）
（第1号被保険者の要介護・要支援認定者数）

認知症高齢者数は今後増加を続け、令和12(2030)年には、約12,800人まで増加すると想定しています。

川崎区の認知症高齢者数の推移



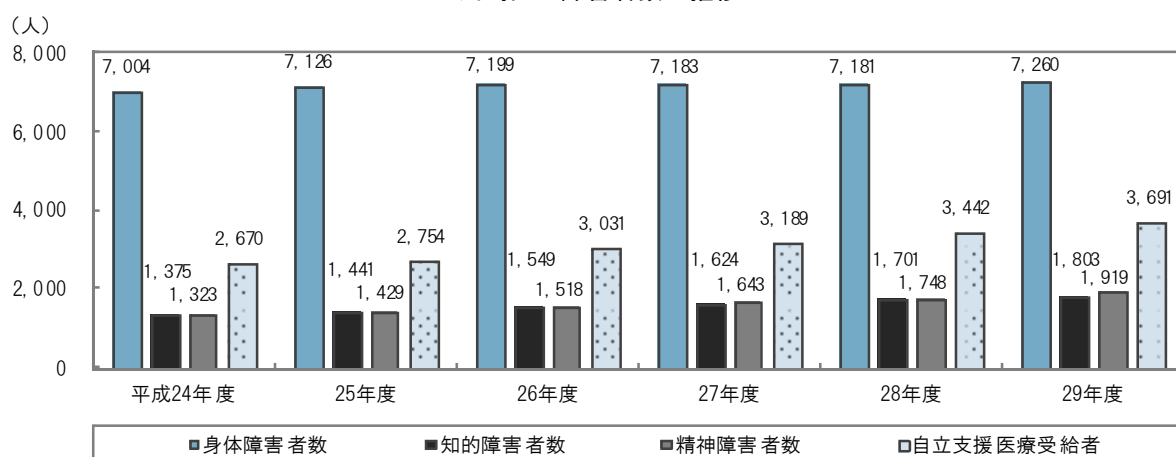
資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金 特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※令和2年以降の推計は、平成27年国勢調査をベースに、川崎市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれない。

③ 障害者の状況

障害者数は、平成29(2017)年度末で身体障害者手帳所持者数が7,260人、知的障害者数[※]が1,803人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が1,919人、自立支援医療(精神通院医療)[★]受給者数は3,691人となっています。知的障害者数、精神障害者数、自立支援医療受給者数は増加傾向にあります。

川崎区の障害者数の推移



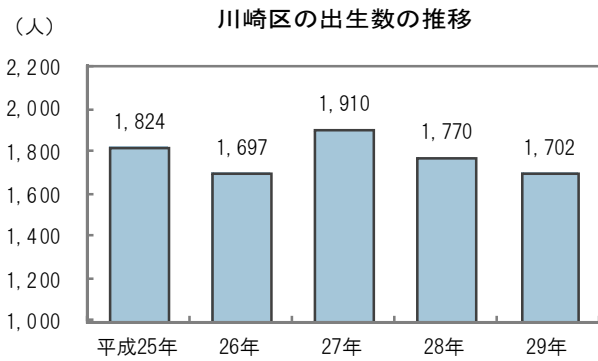
資料：川崎市健康福祉年報(各年度末)

※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

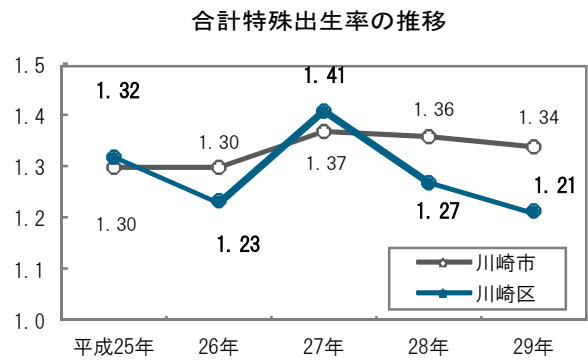
★ 自立支援医療(精神通院医療)：精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。(ただし所得制限があります。)

④ 出生の状況

出生数、合計特殊出生率*ともに平成 27(2015)年以降は減少し、平成 29(2017)年の合計特殊出生率は市の 1.34 を下回り、1.21 となっています。



資料：川崎市統計書（各年次）



資料：神奈川県衛生統計年報（各年次）

⑤ 児童虐待相談・通告の状況

平成 30(2018)年度の児童虐待相談・通告件数は、835 件となっており、増加傾向が続いています。

児童虐待相談・通告件数受付状況（区役所・児童相談所合計）

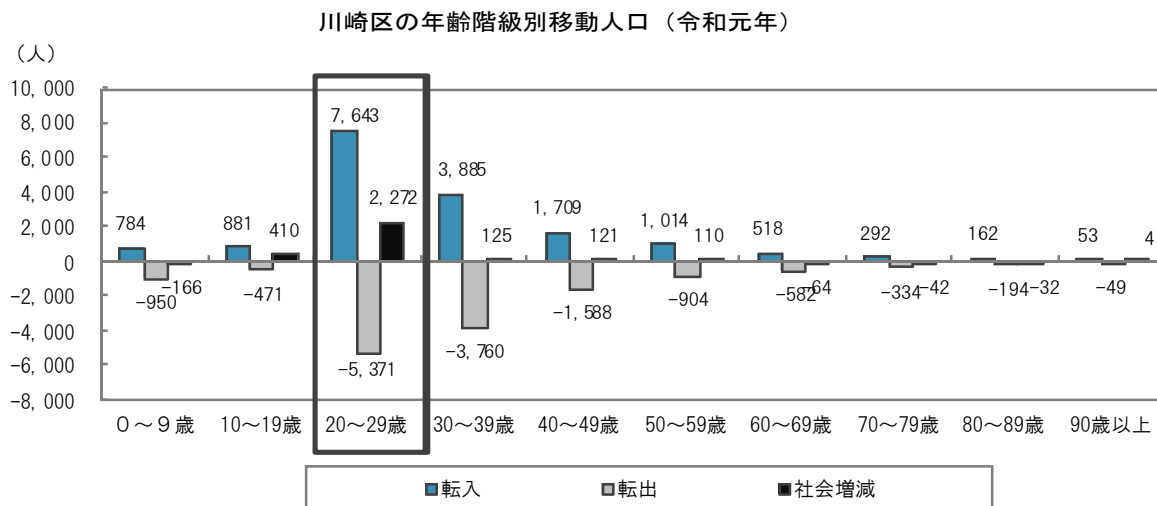
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	その他	計
平成26年度	540	338	290	375	273	349	207	18	2,390
平成27年度	673	357	332	334	312	325	189	12	2,534
平成28年度	781	382	429	383	323	288	282	7	2,875
平成29年度	758	324	431	518	578	317	318	19	3,263
平成30年度	835	491	560	600	627	541	439	41	4,134

資料：川崎市こども未来局「平成 30 年度 川崎市における児童虐待相談・通告件数について」
 ※その他は初期調査により、管轄区外に居住していることが確認された件数。

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子ども数に相当します。

⑥ 転出入の状況

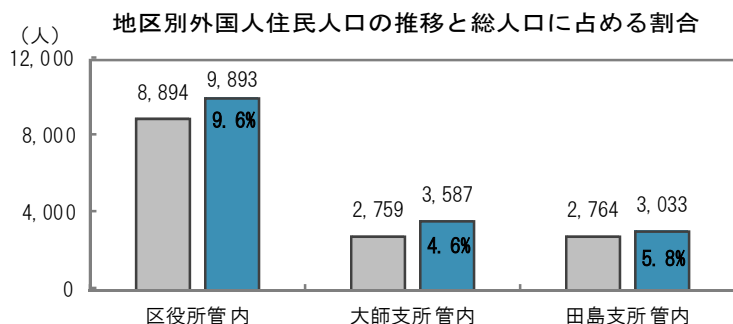
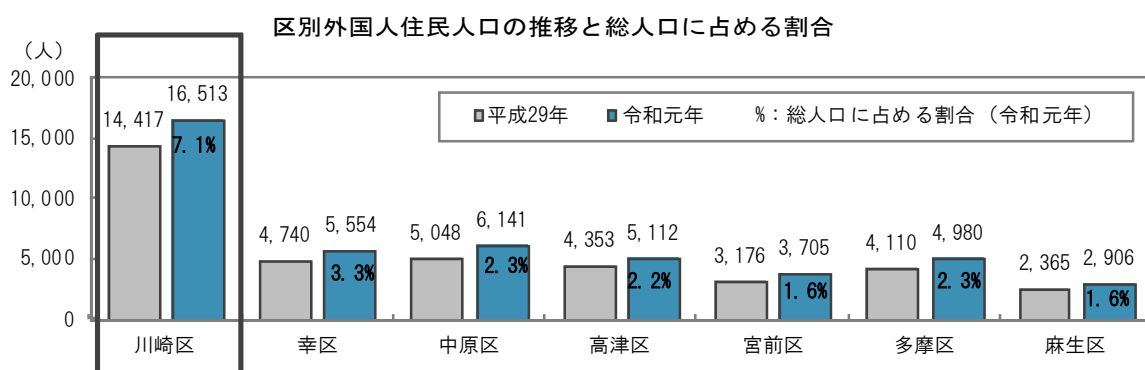
令和元（2019）年の移動人口では20歳代の転入が多く、転出を約2,300人上回っています。



資料：川崎市統計情報「川崎区の人口動態」（令和元年）
※社会増減…住民の転入から転出を差し引いた人数

⑦ 外国人住民人口の状況

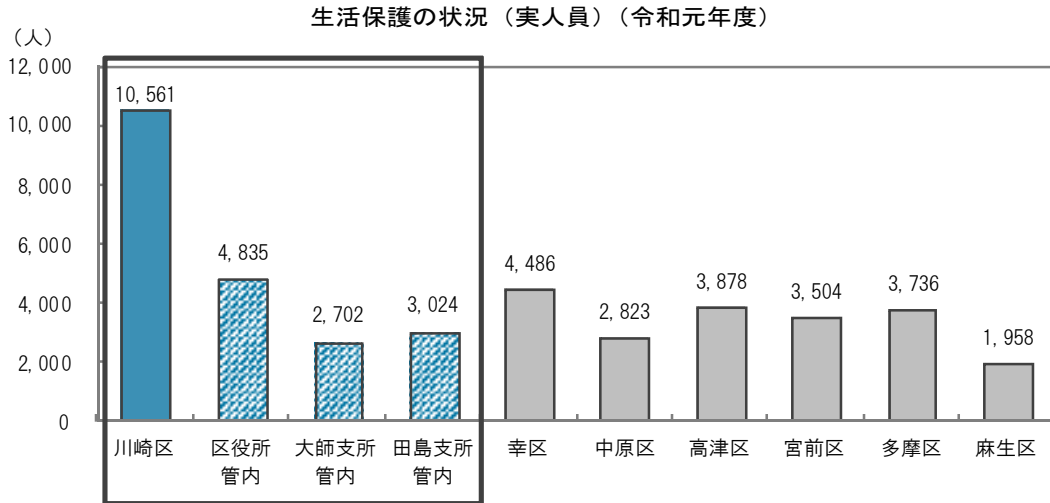
外国人住民人口は、平成29（2017）年9月末の14,417人から令和元（2019）年9月末には16,513人となり、総人口に占める割合は市内で最も高くなっています。特に区役所管内では9.6%と高い割合になっています。



資料：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（各年9月末日現在）

⑧ 生活保護の状況

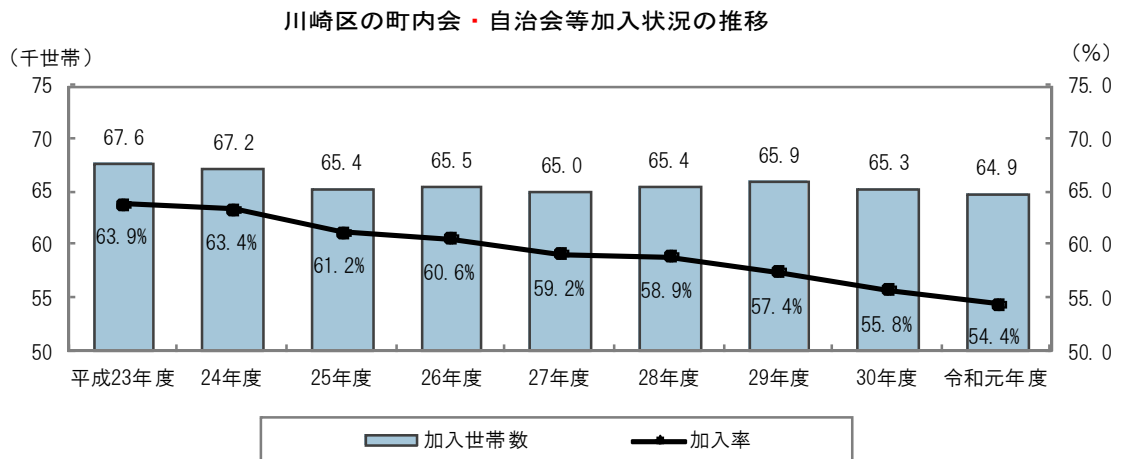
令和元（2019）年度の生活保護★を受けた人の数は10,561人で、市内で最も多くなっています。



資料：川崎市統計書（令和元年度月平均。実人員には保護停止中を含む。）

⑨ 町内会・自治会等加入の状況

町内会・自治会等への加入率は低下傾向にあり、令和元（2019）年度は加入率54.4%となっています。

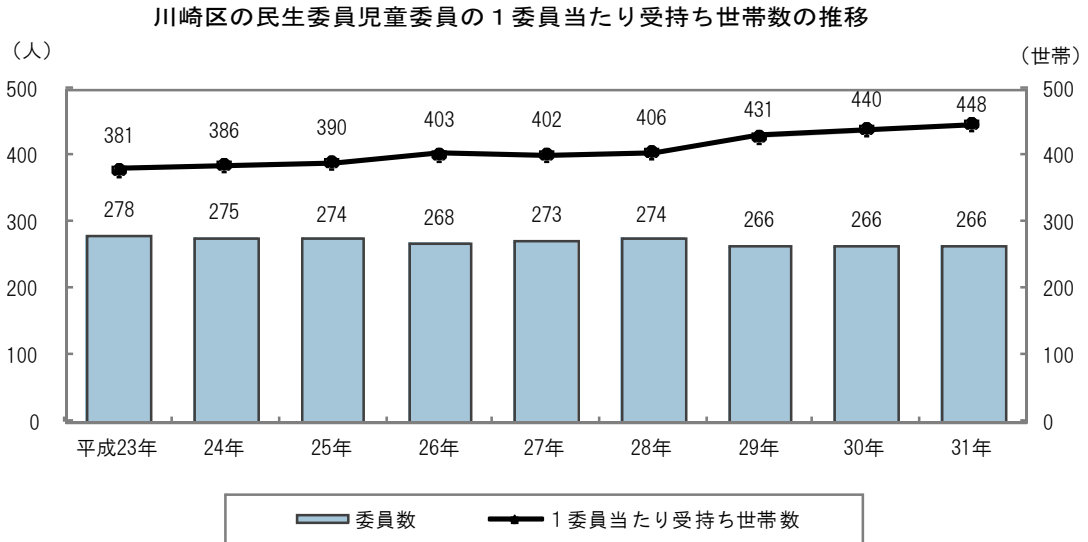


資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

★ 生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

⑩ 民生委員児童委員の状況

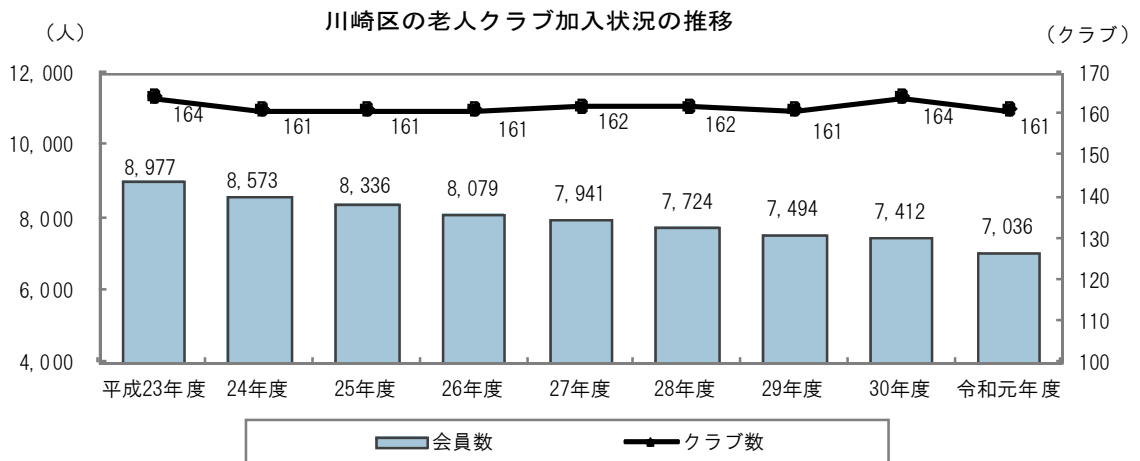
民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は増加傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）

⑪ 老人クラブの状況

高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。



資料：川崎市統計書（各年度4月1日現在）

(5) 川崎区民が100人とすると…

※このページの数値はすべて、おおよその数で表しています。

22人は65歳以上の高齢者です。
そのうち6人はひとり暮らし高齢者です。



注1

11人は14歳以下の子どもで、
そのうち5人は5歳以下の子どもです。



注2

7人は外国人住民です。



注3

1年間で川崎区に転入してくるのは7.4人です。
1年間で川崎区から転出するのは6.5人です。



注4

注1～2：川崎市統計情報「町丁別年齢別人口」（令和2年3月末日現在）、平成27年国勢調査

注3：川崎市統計情報「管区別年齢別外国人住民人口」（令和元年9月末日現在）

注4：川崎市統計情報「人口動態」（令和元年）

3 第5期計画の振り返り

基本目標1 つながりを育てる地域づくり

- 生活習慣病予防や運動習慣、口腔ケアや食生活等に関することなど、地域に出向いて健康づくりや介護予防に関する講座を行いました。
- 自助や互助を促進するため、不眠症や認知症予防、老い支度など実践的な内容をテーマとした講演会を実施し、地域包括ケアに関する普及啓発を行いました。
- 「地域づくりワークショップ報告会」を開催し、地域づくりの取組情報を発信することで、既存の地域活動の支援や、新規活動立ち上げのきっかけづくりを行いました。
- 多様な主体と連携しながら地域活動の支援を行いました。「地域の縁側活動推進事業」においては、縁側活動の普及啓発に向けた取組として、イベントの実施や広報等を行いました。また、活動団体同士の交流の機会となる縁側連絡会を開催しました。
- 関係機関・地域と連携したイベント・講座等の開催により、地域活動・交流の場づくりを行いました。



地域づくりワークショップ報告会



地域の縁側活動 普及啓発の取組
(川崎図書館)

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

- 「川崎区地域保健福祉かわら版（通称ぼかぼか通信）」を発行し、地域の保健、福祉、子育てに関する情報発信を行いました。また、子育て中の保護者に向けたホームページ・子育てアプリ等による情報発信や、「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」の発行による、外国人市民に向けた情報発信を行いました。
- 外国人市民や外国につながる子ども・保護者が多い川崎区で、日本語が不慣れなことによる孤立を防ぐため、子ども支援機関からの申請に基づいて通訳の派遣や翻訳支援を実施しました。
- 多種多様な相談に対するきめ細やかな対応や、課題を抱えた人に対する支援の充実を図るための取組を行いました。
- 様々なボランティア養成講座等を実施し、地域人材の育成と活動支援を行いました。



川崎区地域保健福祉かわら版

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

- 令和元年東日本台風の被災体験をもとに支援体制の検証を行いました。
- 区社協との連携をより強化し、横断的なネットワーク体制づくりを行いました。
- 様々な会議等で課題を共有し、情報交換しながら、検討した内容をフィードバックするとともに、それぞれの強みを活かしたネットワークを構築しました。
- 「つながりを育てる地域づくり」をテーマに、地域の方々と地区カルテ等を活用したワークショップを実施して地域課題を共有し、共に検討しながら課題解決に向けた取組を進めました。
- 見守りネットワーク登録事業者を中心に、課題を共有し、地域情報等のニーズについての情報共有を行いました。

4 第6期計画に向けて

区の特徴や様々な課題、これまでの振り返り等を踏まえ、取り組むべき視点を整理しました。

<基本目標1 つながりを育てる地域づくり>

○人生100年時代を地域で安心して暮らしていくためには、高齢者に限らず、一人ひとりが自分自身の健康に目を向け、できることに取り組んでいく必要があります。誰もが参加しやすい「健康づくり」や「いきがづくり」の場を身近な地域で提供することで、区民が自分でできることに主体的に行動できるきっかけを作る取組が引き続き必要です。また、健康寿命を延ばし、充実した“自分が望む”暮らしを続けていくために、元気なうちから「もしもの時」のことを考えておくことも必要です。

○川崎区では、多様な主体により、地域で様々な地域活動や見守り・支え合いの活動が行われています。見守り・支え合いの輪を広げていくための地域活動を支援し、区民が活動に関心を広げて、地域活動に参加するためのきっかけを作ることが必要です。特に転入などにより地域とのつながりが希薄な人たちに対しての交流の場づくり、つながりづくりを進めながら、10年・20年先を見据えた種まきやアプローチをしていく必要があります。

○障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

○新しい生活様式の中では、つながりの場のもち方、集まりの方法についても工夫が必要な状況があります。

<基本目標2 安心して暮らせる地域づくり>

○様々な事情から、相談窓口やサービスにたどり着かず、支援につながらないケースがあります。情報が届きにくい人に向けた情報提供・情報発信の方法を引き続き工夫する必要があります。

○課題や困難を抱えた人が増加し、個別支援のニーズが高まっています。世帯が抱える問題が複雑化しているため、早い時期に相談につなげる必要があります。

○外国につながる人の相談対応が増加しています。多くの課題を抱え、支援を必要としているケースも増加しています。

○地域活動の担い手が、限られた人になっている状況があります。新しい人材の発掘と育成を行うため、地域活動への参加が少ない世代への働きかけを行う必要があります。また、民間活力を活かした取組の重要性が増しています。

<基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり>

○地域における生活課題は、様々な要因が重なり多様化・複雑化しています。既存の制度、サービスでは対応が難しい「制度の狭間」の課題も発生しており、区民、活動団体、事業者、行政等が地域を基盤に横断的につながり、連携して必要な支援につなげることができる仕組みを作ることが必要です。

○災害発生等の有事を見据えながら、地域の中でつながり、見守り・支え合うネットワークを形成していくことが必要です。また、災害を我が事として捉えることができる啓発も必要です。

○虐待に係る件数の増加や、子ども・若者の貧困の連鎖も課題となっています。

第6期計画に向けて、これらの視点から取組内容を見直し、地域福祉の推進に取り組みます。

川崎区の地域福祉推進の取組

第2章

1 川崎区のめざす地域福祉

(1) 基本理念

つながりを育て

安心して暮らせるまち かわさき区

川崎区では、これまでも見守りの輪、助け合いの輪をつないでいくことで、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

第6期計画では、第5期計画の基本理念「つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区」を継承し発展させながら地域の誰もが自分らしい生活ができるよう、第5期計画で進めてきた取組をさらに推進し、多様な主体との連携により、そのつながりを育て、共に支え合う地域づくりをめざします。

(2) 基本目標

基本目標 1 つなかりをみんなで育てる地域づくり

一人ひとりがいきがいを持ち、地域福祉に関心を持つよう働きかけることにより、地域での活動へ参加することを促し、地域のつながりを育てていきます。

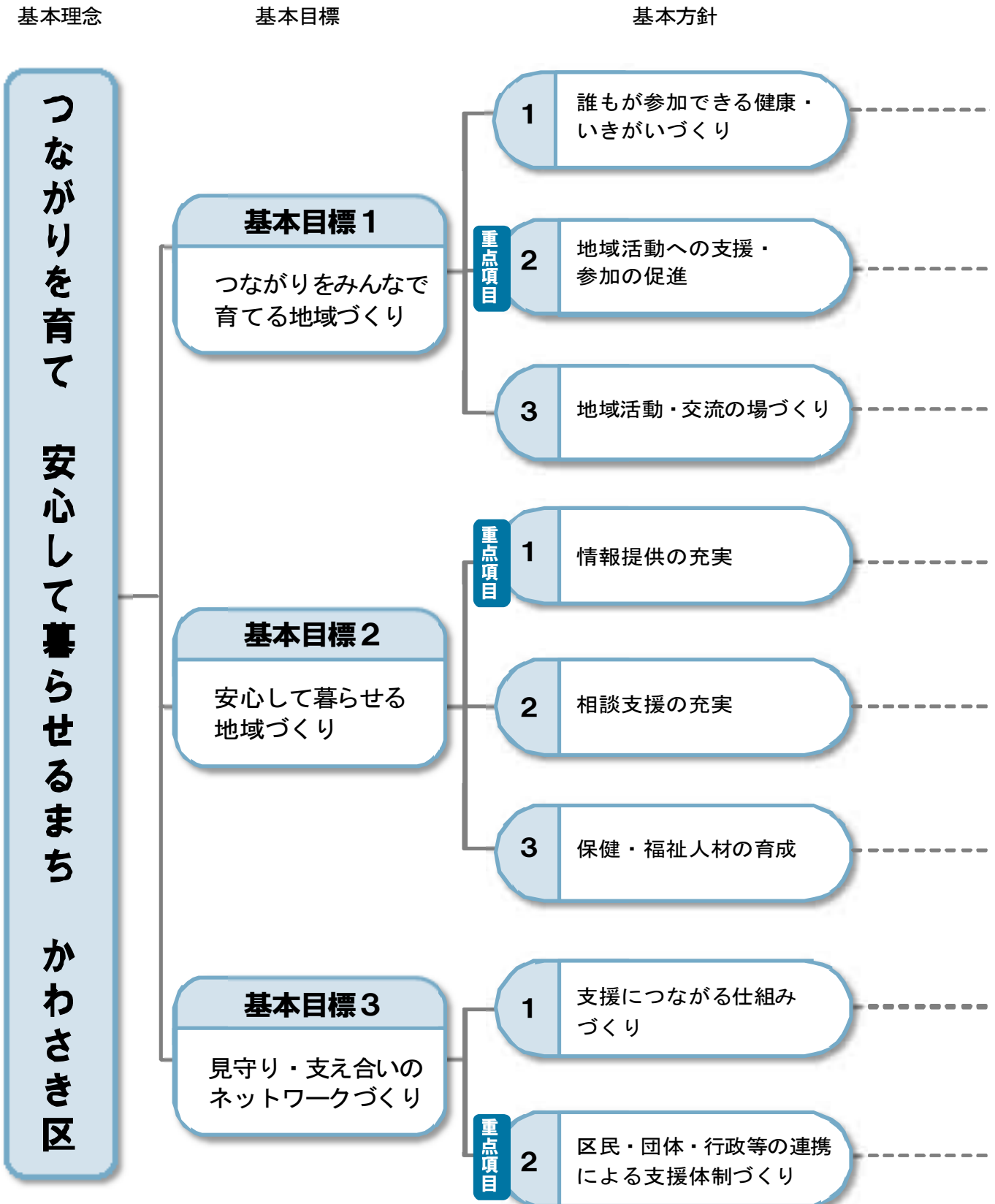
基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

多種多様な相談に対応していくため、積極的な情報発信や相談・支援体制の充実により、幅広い福祉サービスを提供していきます。

基本目標 3 見守り・支え合いのネットワークづくり

地域の多様化、複雑化した課題やニーズに対応していくため、区民、活動団体、事業者、行政等が連携・協働し、共に支え合う仕組みづくりに取り組みます。

2 計画の体系



取 組

1 健康づくり・介護予防の普及啓発..... P 65	4 歯と口の健康づくりの普及啓発..... P 66
2 認知症についての正しい理解の普及啓発..... P 65	5 いこい元気広場への支援..... P 66
3 健康づくり・介護予防出前講座..... P 65	6 思春期教育..... P 66
7 地域の縁側活動推進事業..... P 67	
8 民生委員児童委員協議会の活動支援..... P 67	
9 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター、食生活改善推進員）との連携..... P 67	
10 子育てサロン・子育てグループ活動への支援..... P 68	
11 市民活動コーナーの活用による市民活動団体への支援..... P 68	
12 健康づくり・介護予防グループ活動への支援..... P 68	
13 市民講師事業（仮称）..... P 68	
14 自主防災組織による防災訓練・避難所運営会議の推進..... P 69	
15 地域包括ケアシステムの普及啓発..... P 69	
16 障がい者社会参加学習活動（青年教室） P 70	20 川崎区子ども地域交流・居場所促進事業..... P 71
17 子どもと親のための講座..... P 70	21 コミュニティカフェ「キョウブンカフェ」 P 71
18 男性の育児参加促進事業..... P 70	22 公園・街路樹等の愛護活動支援..... P 71
19 かわさき区子育てフェスタ..... P 70	
23 地域の保健福祉等に関する情報発信..... P 75	25 外国人に向けた情報発信の充実..... P 75
24 川崎区こども情報発信事業..... P 75	26 外国人向け避難対策の周知..... P 76
27 相談支援の充実..... P 77	32 識字学習活動（にほんごひろば）..... P 78
28 思春期問題対策事業..... P 77	33 感染症・食中毒予防等の普及啓発..... P 79
29 障害のある子どもへの地域支援の促進..... P 78	34 ホームレス等ハイリスク者を対象とした結核検診..... P 79
30 外国につながる子ども・保護者の支援事業..... P 78	35 自立支援対策プログラムの推進..... P 79
31 待機児童対策強化事業..... P 78	
36 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター・食生活改善推進員）の養成講座..... P 80	
37 認知症サポーター講座..... P 80	40 こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座..... P 81
38 川崎区キャラバンメイト連絡会..... P 80	41 中・高校生のボランティア体験学習..... P 81
39 子育てボランティア講座..... P 80	42 川崎区内専門職の人材育成..... P 81
43 災害時要援護者避難支援体制の充実..... P 85	48 高齢者虐待への支援体制の充実..... P 86
44 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業等の推進 P 85	49 障害者虐待への支援体制の充実..... P 86
45 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進..... P 85	50 養育状況等に課題のある要保護児童等 への支援体制の充実..... P 87
46 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） の普及啓発..... P 86	51 認知症訪問支援事業..... P 87
47 成年後見制度の普及啓発..... P 86	
52 地域包括支援センターとの連携..... P 88	60 川崎区自立支援協議会..... P 90
53 障害者相談支援センターとの連携..... P 88	61 川崎区健康づくり推進連絡会議..... P 90
54 社会福祉協議会との連携..... P 88	62 川崎区食育推進分科会..... P 90
55 川崎区在宅療養推進協議会との連携..... P 89	63 地域マネジメントの推進..... P 91
56 地域見守りネットワーク事業..... P 89	64 川崎区地域包括ケアシステム ネットワーク会議..... P 91
57 子ども見守り活動..... P 89	65 いきいきかわさき区提案事業..... P 91
58 こども総合支援ネットワーク環境整備事業..... P 89	66 企業市民交流事業..... P 91
59 川崎区幼保小連携事業..... P 90	

3 第6期計画の重点項目

「地域の生活課題に関する調査」や川崎区の現状、第5期計画の振り返りなどを踏まえ、次の3つの項目を第6期計画の重点的な取組として位置づけ、取り組んでいきます。

基本目標1－基本方針2 地域活動への支援・参加の促進

- 地域には、様々な年代の人、介護が必要な人、外国につながる人、障害のある人など、いろいろな背景のある人が暮らしています。
- 地域とのつながりを持たない人へのつながりづくりが継続課題になっています。地域とのつながりを作る（地域活動に参加する）きっかけづくりが必要です。



○地域とのつながりを作るためには、身近な地域で気軽にみんなが参加できるような活動の場や、交流の場が必要です。こうした場を提供し、地域活動に参加するためのきっかけづくりを行います。

○地域とつながるきっかけや、つながりを広げるための地域活動や取組を継続させていくために、グループや団体等の支援を行います。また、グループや団体等同士のつながりを広げていくための交流の機会を作ります。

基本目標2－基本方針1 情報提供の充実

- 保健福祉サービスや、地域包括ケアシステムに関する情報、地域の情報については、正しい情報をわかりやすく伝えることが必要です。
- 支援が必要な人に対して、必要な情報が届いていない現状があります。



○保健福祉情報や地域の情報等を区民に届けるために、いつでも入手しやすく、分かりやすい情報を、様々な広報手段を通じて提供していきます。

○隣近所や友人・知人など、地域住民によるご近所での情報交換や、地域活動・交流の場での情報交換なども大きな発信力となることが期待できます。住民が情報を広めていけるような情報発信に取り組めます。

基本目標3－基本方針2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

- 困りごとや課題が多様化し、複雑化している状況があります。また、支援を必要とする状況が複数重なることも増えています。困りごとや課題を抱えた人を、適切な支援や取組につなげるための仕組みを作っていく必要があります。
- 専門性が必要とされる問題に対しては、活動団体や関係機関と連携して適切な支援へとつなげていくことが必要です。



○多様化・複雑化した課題に対応していくためには、分野を越えて連携していくことが必要です。まちづくり、地域づくりの推進や、地域課題の解決をしていくためにも、顔の見える関係づくりや情報共有を行い、ネットワークを強化していきます。

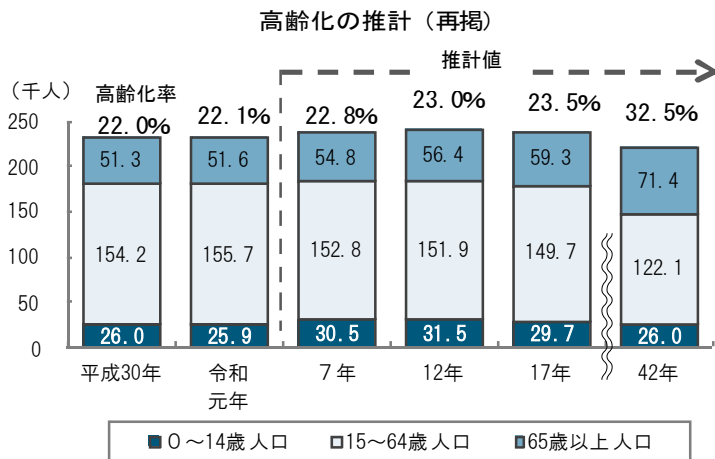
4 第6期計画の取組

基本目標1 つながりをもみんなで育てる地域づくり

基本目標1 つながりをもみんなで育てる地域づくりに関する区の現状からみえた課題や継続課題は次のとおりです。

区の現状

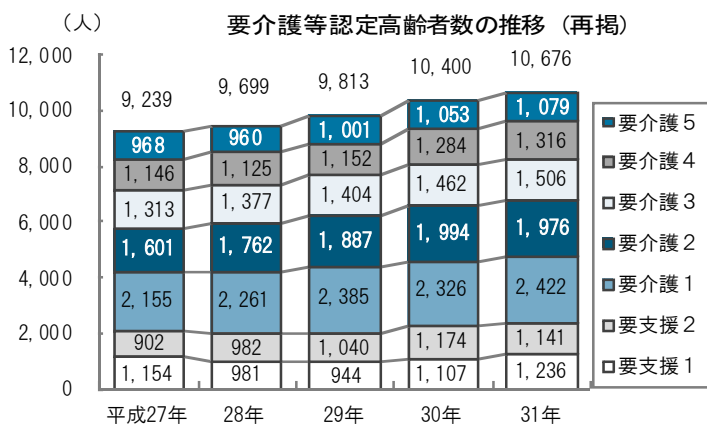
今後、ますます高齢化が進んでいく



今後、高齢者の数は増加を続け、令和42(2060)年には高齢化率が32.5%になると推計されています。

資料：川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」
(各年10月1日現在)、
令和7年以降は「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」(平成29年5月 川崎市総務企画局)による。

要介護・要支援認定高齢者が増加

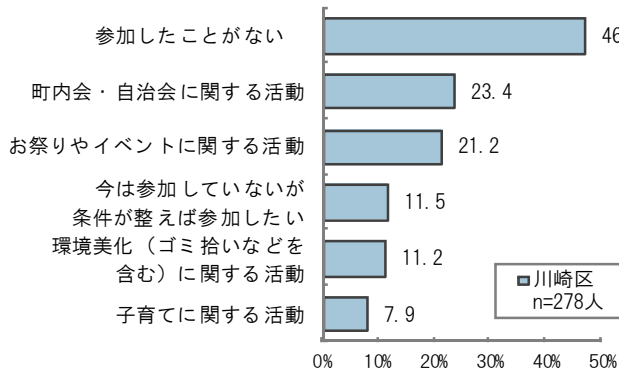


高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定高齢者の数が増加しています。

資料：川崎市統計書（各年4月1日現在）
(第1号被保険者の要介護・要支援認定者数)

地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」が約5割

参加している地域活動等（複数回答・上位6項目）

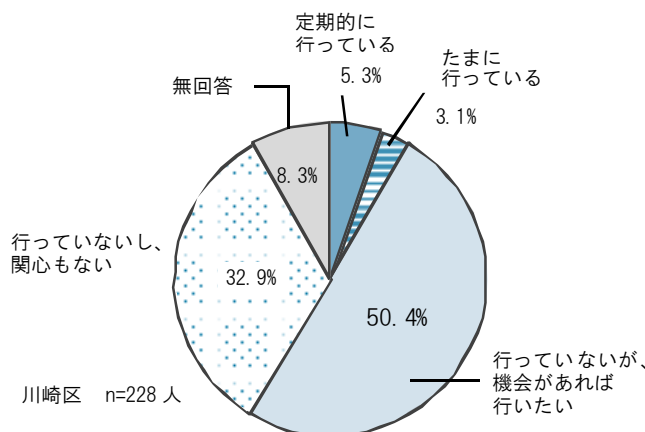


地域福祉実態調査によると、地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が46.8%となっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

「機会があれば、地域包括ケアシステムに関わる行動をしたい」が約5割

「地域包括ケアシステム」で市民に期待される行動の実践度

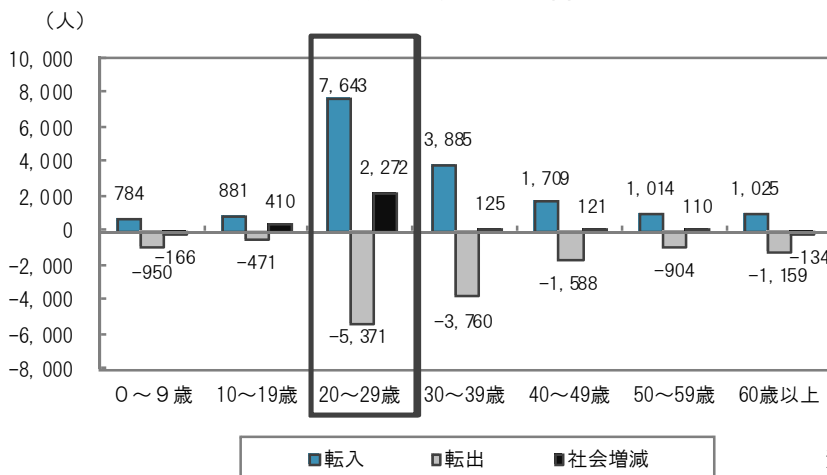


地域福祉実態調査によると、地域包括ケアシステムについて知らない、又は何をしたらよいかわからないという人のうち、地域包括ケアシステムに関わる行動を「行っていないが、機会があれば行いたい」と考える人が50.4%となっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

若い世代の転入が多い

年齢階級別移動人口（再掲）



令和元（2019）年の転出入の状況は、20～29歳の転入が7,643人、転出が5,371人で、転入から転出を差し引いた社会増減は2,272人の増加となっています。

資料：川崎市統計情報「川崎区の人口動態」

現状からみえた課題

- ✓ 高齢者の数は増え続けており、要介護・要支援認定高齢者も増加傾向にあります。高齢者が健康づくりのための運動や、市民向け講座に受講者や講師として参加することにより、自分の健康維持や認知症予防、いきがいつくりにつながることを期待できます。身近な場所で、継続して参加できるよう、健康づくりや介護予防の普及啓発を行っていくことが必要です。
- ✓ 依然として地域活動やボランティア活動に参加したことがない人が約5割となっていますが、一方で条件が整えば参加したいという人が増えています。人と人とのつながりによる地域づくりを推進するため、地域活動への参加のきっかけを作り、活動の充実や地域活動団体同士の連携を促進し、活動の活性化や継続に向けた支援が必要です。
- ✓ 市全体で取り組んでいる「地域包括ケアシステム」について知らない、又は何をしたらよいかわからないという人のうち、自助・互助などの行動を「機会があれば行いたい」と考える人が約5割となっています。そのため、防災訓練などを入口として交流を図り、自助・互助の取組への参加につなげていけるような普及啓発が必要です。
- ✓ 川崎区は若い世代の転入者が多く、集合住宅に移り住む人も多いため、隣近所とのつきあいが希薄になりがちです。子どもたちの居場所づくりや子育て世代の交流、さらに世代を超えた交流や男性の育児参加を促す場づくりを推進することが必要です。

第5期計画からの継続課題

- 一人ひとりが自分自身の健康に目を向け、できることに取り組んでいくために、介護予防、認知症予防等の講演会、出前講座等を実施し、誰もが参加しやすい健康づくりやいきがいつくりの場を身近な地域で提供し、主体的に取り組めるきっかけを作ることが必要です。
- 見守り・支え合いの輪を広げていくため、多様な主体と連携しながら地域活動への参加のきっかけづくりを行うことが必要です。また、地域活動の充実と継続に向けた支援をしていくことも必要です。
- 転入などにより地域のつながりが希薄な若い世代に対して、誰もが気軽に集うことができる交流の機会や、地域活動の場づくりが求められています。

これらの課題を踏まえ、「基本目標1 つながりをみんなで育てる地域づくり」に向けて、3つの方針を定め、取組を展開していきます。

担当所管 大師地区健康福祉ST＝大師地区健康福祉ステーション
田島地区健康福祉ST＝田島地区健康福祉ステーション

具体的な取組

基本方針1 誰もが参加できる健康・いきがづくり

生涯を通じて、元気に自分らしく暮らすために、誰もが気軽に参加できる仕組みづくりを進めます。

取組名	1 健康づくり・介護予防の普及啓発
概要	高齢者の健康づくり・介護予防のため、ほほえみ元気体操や公園ウォーキング、ストレッチなどの運動の普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ウォーキングガイドブックの改訂及び活用 ◆ シニアのためのお出かけ情報の改訂及び活用 ◆ 生活習慣病予防の普及啓発
協働団体等	地域活動団体、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援課

取組名	2 認知症についての正しい理解の普及啓発
概要	認知症についての正しい理解、予防につながる生活習慣などの普及啓発を行います。
主な取組内容	◆ 認知症をテーマとした講座の実施
協働団体等	地域活動団体、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援課

取組名	3 健康づくり・介護予防出前講座
概要	地域に出向いて食生活や健康に関する講座を実施し、より多くの区民に健康や生活習慣病予防、介護予防などの普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくり出前講座の実施 ◆ 介護予防出前講座の実施
協働団体等	町内会・自治会、老人クラブ、地域活動団体、地域包括支援センター、その他
区担当所管	地域支援課

取組名	4 歯と口の健康づくりの普及啓発
概要	乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた歯科疾患の予防、生涯の食を支える口腔機能の発達及び維持についての普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 歯科教室等の充実 ◆ ホームページを活用した広報 ◆ オーラルフレイル予防をテーマにした介護予防講座の実施
協働団体等	地域子育て支援センター、地域活動団体、区歯科医師会、その他
区担当所管	地域支援課（歯科）

取組名	5 いこい元気広場への支援
概要	虚弱高齢者の健康維持のために、いこい元気広場への紹介を行います。
主な取組内容	◆ 地域の場を活用したいこい元気広場の周知
協働団体等	区社協、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援課

取組名	6 思春期教育
概要	区内の公立学校に出向いて、いのちの教育、性教育を実施します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校でのいのちをテーマにした講座の実施 ◆ 中学校、高等学校での性教育（性感染症及び望まない妊娠の予防等）の実施
協働団体等	区社協、区内の公立学校
区担当所管	地域支援課

基本方針2 地域活動への支援・参加の促進

地域活動への参加のきっかけづくりや、活動の充実と継続に向けた支援を行います。

取組名	7 地域の縁側活動推進事業
概要	誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 普及啓発イベントの実施 ◆ 多様な媒体を活用した縁側活動の広報 ◆ 縁側連絡会の開催 ◆ 新規団体の立ち上げ支援
協働団体等	まちの縁側活動団体
区担当所管	地域ケア推進課

取組名	8 民生委員児童委員協議会の活動支援
概要	区社協と連携し、民生委員児童委員協議会への活動の支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 民生委員児童委員協議会定例会の開催 ◆ 他機関と連携した活動への支援
協働団体等	区社協
区担当所管	地域ケア推進課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	9 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター、食生活改善推進員）との連携
概要	ボランティア団体と連携し、運動や食生活を通じた健康づくり活動や食育講座などを実施し、地域の健康づくりを推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくりサポーターによる地域での活動の支援 ◆ 食生活改善推進員による地域での活動の支援
協働団体等	健康づくりサポーター、食生活改善推進員連絡協議会
区担当所管	地域支援課

取組名	10 子育てサロン・子育てグループ活動への支援
概要	子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 育児相談や健康講話の実施 ◆ 子育て情報の紹介 ◆ 関係機関と連携した講師派遣及び情報提供 ◆ 多世代交流の機会の創出
協働団体等	民生委員児童委員協議会、その他
区担当所管	地域支援課、保育所等・地域連携担当

取組名	11 市民活動コーナーの活用による市民活動団体への支援
概要	会議や資料づくりのためのスペースの提供や関連機器の設置などを行い、区内で活動する団体支援の充実を図ります。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民活動コーナーの管理運営 ◆ ホームページを活用した広報 ◆ 市民活動団体の支援につながる研修の実施
協働団体等	市民活動コーナー利用者会議（登録団体）
区担当所管	地域振興課、大師支所区民センター、田島支所区民センター

取組名	12 健康づくり・介護予防グループ活動への支援
概要	町内会や自治会、有志団体等で実施している体操等や会食会、サロン・カフェなどの自主グループ活動の支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報活動（シニアのためのお出かけ情報等の発行） ◆ 健康に関する情報提供 ◆ 活動継続・活性化のための支援
協働団体等	町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター
区担当所管	地域支援課

取組名	13 市民講師事業（仮称）
概要	市民がこれまで積み上げてきた知識や経験、技術等、自らが得意とする分野において市民講師となり、「伝える楽しさ」を体験することで、地域活動への参加のきっかけを作ります。
主な取組内容	◆ 教育文化会館で実施する講座等における活動機会の提供
区担当所管	生涯学習支援課

取組名	14 自主防災組織による防災訓練・避難所運営会議の推進
概要	地域における防災訓練や避難所運営会議・訓練を通じて、参加者の交流、顔の見える関係づくりを支援します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織の防災訓練・避難所運営会議の活動支援 ◆ 避難所運営会議・訓練を通じた連携及び参加者の交流促進
協働団体等	自主防災組織、避難所運営会議
区担当所管	危機管理担当、大師支所区民センター、田島支所区民センター

取組名	15 地域包括ケアシステムの普及啓発
概要	多様な主体との連携により、地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発や見守り活動団体等への支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域包括ケアシステム普及啓発講演会の開催 ◆ 「川崎区版地域包括ケアシステムパンフレット」を活用した地区活動の推進及び地域見守り団体等への支援
協働団体等	町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、区社協、その他
区担当所管	地域ケア推進課、地域支援課

基本方針3 地域活動・交流の場づくり

誰もが気軽に集うことができる交流の機会や地域活動の場づくりを進めます。

取組名	16 障がい者社会参加学習活動（青年教室）
概要	知的障害者を対象に、体験活動を通して地域との交流を図ります。
主な取組内容	◆ 地域との交流活動及び体験活動の実施
協働団体等	青年教室ボランティア
区担当所管	生涯学習支援課

取組名	17 子どもと親のための講座
概要	保育園のノウハウを活かし、子育てに自信が持てる講座を実施し、子育て家庭相互の交流を推進します。
主な取組内容	◆ 子育て講座の実施
協働団体等	保育所、その他
区担当所管	保育所等・地域連携担当

取組名	18 男性の育児参加促進事業
概要	土曜日に保育所などで子どもと保護者が一緒に楽しく遊べるイベントを実施し、男性の積極的な育児参加を推進します。
主な取組内容	◆ 「パパもいっしょに！ジョイフルサタデー」の実施 ◆ ファミリー講座の実施
協働団体等	保育所、地域子育て支援センター
区担当所管	保育所等・地域連携担当

取組名	19 かわさき区子育てフェスタ
概要	子育てに関するイベントを実施し、区内の子ども・子育て情報を提供するとともに、参加者の交流を通し、暮らしやすく、子育てしやすい地域づくりを推進します。
主な取組内容	◆ 子育てフェスタの実施 ◆ 実行委員会の開催による子育て支援機関のネットワークづくり
協働団体等	子育てフェスタ実行委員会
区担当所管	地域ケア推進課

取組名	20 川崎区子ども地域交流・居場所促進事業
概要	夏休み等の長期休業中に、高校生等のボランティアをサポーターとし、地域の人たちを講師とする講座などを実施し、学区を越えた仲間づくりや地域の大人との交流の促進を図りながら、講座への参加を通して、地域活動に関心を持つ子どもたちの育成を促進します。
主な取組内容	◆ 小学生向け講座の実施
区担当所管	生涯学習支援課

取組名	21 コミュニティカフェ「キョウブンカフェ」
概要	「地域の人が参加しやすいコミュニティ」や「情報発信する場」の実現に向け、活動を通して交流を図りながら人が出会いつながる場を作ります。
主な取組内容	◆ 「キョウブンカフェ」の実施
協働団体等	キョウブンカフェ実行委員会（仮称）
区担当所管	生涯学習支援課

取組名	22 公園、街路樹等の愛護活動支援
概要	公園緑地愛護会や管理運営協議会を支援することにより、市民との協働による公園の管理運営を進めています。
主な取組内容	◆ 公園緑地愛護会、管理運営協議会の設立支援 ◆ 剪定講習会の開催、公園内花壇の申請支援、合同連絡会の開催
協働団体等	公園緑地愛護会、管理運営協議会、街路樹等愛護会
区担当所管	道路公園センター整備課

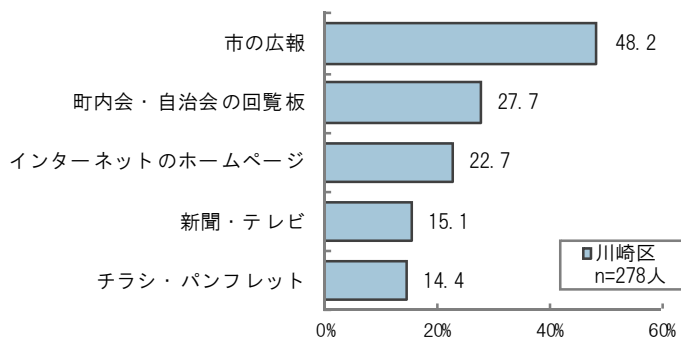
基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

基本目標2 安心して暮らせる地域づくりに関する区の現状からみえた課題や継続課題は次のとおりです。

区の現状

保健や福祉の情報は「市の広報」から

保健や福祉の情報をどこから得ているか（複数回答・上位5項目）

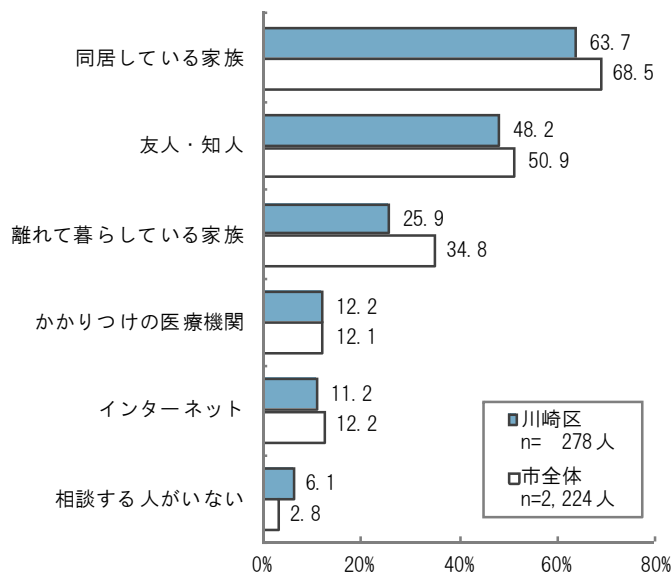


地域福祉実態調査によると、保健や福祉の情報を得るのは、「市の広報」が48.2%と圧倒的に多い状況です。次いで、「町内会・自治会の回覧板」「インターネットのホームページ」が20%台となっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

心配ごとや悩みごとの相談相手となる親族が周囲にいない

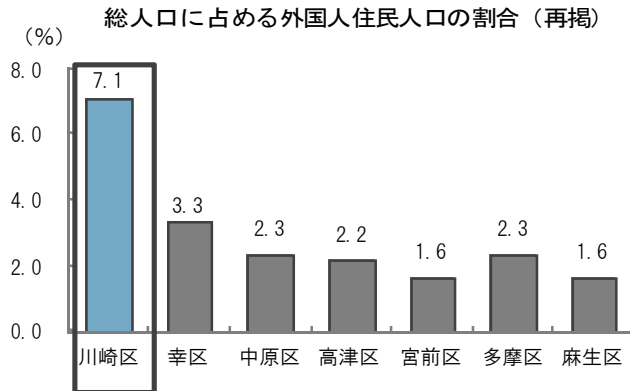
心配ごとや悩みごとの相談相手（複数回答・上位6項目）



心配ごとや悩みごとの相談相手について、「同居している家族」「離れて暮らしている家族」とも市全体と比較して割合が低くなっています。一方、「相談する人がいない」が市全体と比較して高くなっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

外国人住民人口が多い

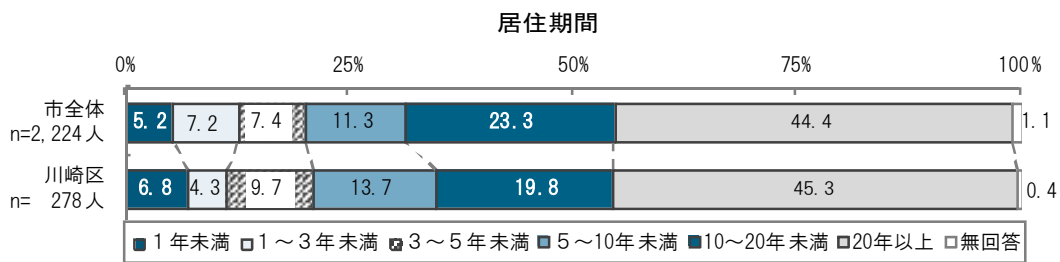


川崎区は外国人住民人口が多く、総人口に占める割合は7.1%と市内で最も高くなっています。

資料：川崎市の統計情報
「管区別年齢別外国人住民人口」
(令和元年9月末日現在)

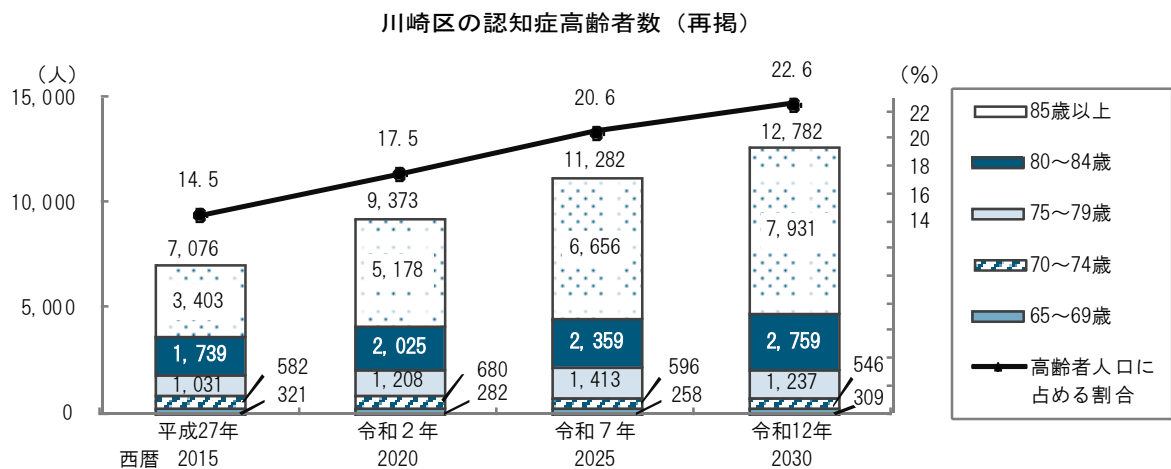
居住期間の短い区民が比較的多い

区の居住期間について、『10年未満』の合計が34.5%と、市全体より割合が高くなっています。



認知症高齢者の増加が予測される

認知症高齢者数は今後増加を続け、令和12（2030）年には、約12,800人まで増加すると想定しています。



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）から作成。

※令和2年以降の推計は、平成27年国勢調査をベースに、川崎市総務企画局が平成29年5月に公表した「川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に、認知症有病率を乗じて推計。認知症有病率に軽度認知障害（MCI）は含まれない。

現状からみえた課題

- ✔ 保健や福祉の情報を得るのは「市の広報」からが圧倒的に多い状況ですが、「インターネットのホームページ」も2割を超えており、必要な人に必要な情報が届くよう、広報や回覧板のような従来の媒体に加え、市のホームページやアプリなど様々な手法により、情報を効果的に発信していく必要があります。
- ✔ 心配ごとや悩みごとの相談相手となる親族が周囲にいない人、相談する人自体がいない人が多くなっています。また、居住期間の短い区民も比較的多くなっていることから、地域の人々のつながりを作る必要があります。
- ✔ 川崎区は外国人住民人口が多く、区内に各国のコミュニティがあり、相互に支え合いながら生活していますが、必要な情報が届かずに、疾病や妊娠など、相互支援の枠から外れた問題を抱えた人や、コミュニティに参加できない人など、支援を必要としている人が増えていると考えられます。
また、外国人住民が地域から孤立していたり、経済的に困っていたりすると、子どもの教育にも影響を与えるため、相談体制を充実させる必要があります。
- ✔ 高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加傾向が続いており、今後も増えることが予測されています。認知症になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症についての知識と理解を広め、家族だけでなく、身近な地域で支えることができる人材をさらに増やすことが必要です。

第5期計画からの継続課題

- 情報を集約・整理して、必要な人に正しい情報が届くように、様々な機会や媒体を通じた情報提供を行う必要があります。
- 複雑化した生活課題に対応するためには、それぞれのライフステージに応じた相談体制を構築し、関係機関と連携を図りながら、専門性の高い支援につなげていく必要があります。
- 地域活動への参加促進を図るため、ボランティア養成講座等を行い、地域活動を担う人材を育成し、活動を継続していくための支援をすることが必要です。

これらの課題を踏まえ、「基本目標2 安心して暮らせる地域づくり」に向けて、3つの方針を定め、取組を展開していきます。

具体的な取組

基本方針1 情報提供の充実

必要な人に正しい情報が届くように、様々な機会や媒体を通じた情報提供を行います。

取組名	23 地域の保健福祉等に関する情報発信
概要	地域の身近な保健、福祉等に関する情報を効果的に発信します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「川崎区地域保健福祉かわら版（通称ぽかぽか通信）」などの作成及び配布 ◆ 「ぽかぽか通信」の周知や広報手法の検討及び実施 ◆ 協力施設における啓発物の配架等の実施
協働団体等	地域活動団体、その他
区担当所管	地域ケア推進課、衛生課

取組名	24 川崎区こども情報発信事業
概要	子育て中の保護者向けに、子育て情報誌の発行、ホームページ等による情報発信、区役所での情報コーナーの設置など、子育て支援や相談窓口における効果的な情報発信を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てガイドブック「さんぽみち」の作成及び配布 ◆ 「地域子育て支援センターのごあんない」リーフレットの配布 ◆ ホームページ及びその他の情報手段（子育てアプリ等）による子育て情報発信 ◆ 外国語子育て情報の充実 ◆ 子育て情報コーナーの運営
区担当所管	地域ケア推進課、地域支援課、保育所等・地域連携担当

取組名	25 外国人に向けた情報発信の充実
概要	区内所管課の依頼に基づき、行政情報等の翻訳を行うことで外国人に向けた広報を支援し、併せて、外国人市民が必要とする情報をまとめた「外国人住民のための川崎区生活便利ガイド」（7言語対応）を区ホームページにより発信するなど、外国人に向けた効果的な情報発信を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 外国人市民向けの区ホームページ等による情報の発信 ◆ 随時翻訳事業の実施 ◆ より効果的な情報発信に向けた取組の検討及び実施
協働団体等	地域活動団体
区担当所管	企画課

取組名	26 外国人向け避難対策の周知
概要	外国人向けに風水害時のマイタイムラインや避難所の新型コロナウイルス感染症対策を周知します。
主な取組内容	◆ 多言語による講座・訓練等を通じた避難についての周知
区担当所管	危機管理担当

基本方針 2 相談支援の充実

それぞれのライフステージに応じた相談体制を構築するとともに、相談支援機関等と連携し、専門性の高い相談支援を行います。

取組名	27 相談支援の充実
概要	多種多様な相談に対して、関係各課や関係機関との連携により、きめ細やかな相談支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康・介護に関する相談の実施 ◆ 認知症に関する相談の実施 ◆ 高齢者福祉に関する相談の実施 ◆ 障害者福祉に関する相談の実施 ◆ 仕事・生活の困りごとの相談の実施 ◆ 妊娠・出産に関する相談の実施 ◆ 育児、こどもの発育・発達に関する相談の実施 ◆ 思春期に関する相談の実施 ◆ 女性相談に関する相談の実施 ◆ 保育所等に関する相談の実施 ◆ 就学支援に関する相談の実施 ◆ ひとり親の支援・相談の実施 ◆ 虐待に関する相談の実施 ◆ 歯科・栄養に関する相談の実施 ◆ 感染症・食中毒予防対策に関する相談の実施 ◆ 住まいの衛生管理等に関する相談の実施 ◆ 高齢者のペット終生飼養に関する相談の実施
協働団体等	地域包括支援センター、障害者相談支援センター、その他
区担当所管	地域支援課、児童家庭課、高齢・障害課、衛生課、保護第1課、保護第2課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	28 思春期問題対策事業
概要	不登校児等の相談・支援を行い、不登校や引きこもりの子どもに適した社会参加を促し、保護者などへの支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもの居場所「こどもサポート旭町」の運営 ◆ 不登校児等の保護者の会の実施 ◆ 個別支援検討会議の開催
区担当所管	地域ケア推進課

取組名	29 障害のある子どもへの地域支援の促進
概要	療育手帳の相談・交付、福祉サービスや支援制度、関係機関等の紹介、ケア会議の開催などにより、障害のある子どもが地域で生活しやすい環境整備を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 療育手帳の相談・交付 ◆ 福祉サービスや支援制度、関係機関等の紹介 ◆ ケア会議の開催
協働団体等	発達相談支援センター、南部地域療育センター、その他
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	30 外国につながる子ども・保護者への支援事業
概要	日本語に不慣れな外国につながる子どもや保護者を支援するための取組を実施し、子どもや保護者の孤立防止を図ります。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業の実施 ◆ 通訳・翻訳ボランティアの育成に向けた研修の実施及び交流の推進 ◆ 外国につながる小中学生学習支援事業 ◆ 関係機関と連携した支援の実施、連携会議の開催
協働団体等	地域活動団体、その他
区担当所管	地域ケア推進課、地域支援課

取組名	31 待機児童対策強化事業
概要	分かりやすい認可保育所等の利用案内・相談業務を推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認可保育所等の入所希望者への説明会の実施 ◆ 外国人の入所希望・相談者への分かりやすい案内（英語・中国語のマップ作成等）の実施
区担当所管	児童家庭課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	32 識字学習活動（にほんごひろば）
概要	外国人区民を対象に日常的に必要な日本語を身につけるための学習の支援と文化交流の場を提供します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 識字学習活動の実施 ◆ 交流イベントの実施
協働団体等	識字ボランティア
区担当所管	生涯学習支援課

取組名	33 感染症・食中毒予防等の普及啓発
概要	インフルエンザ、感染性胃腸炎及び食中毒の予防対策・施設等の衛生管理に関する普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者施設、保育園等への感染症・食中毒予防対策に関する講習会の実施 ◆ 区民を対象とした住まいの衛生管理及び感染症・食中毒予防対策に関する普及啓発の実施
区担当所管	衛生課、保育所等・地域連携担当

取組名	34 ホームレス等ハイリスク者を対象とした結核検診
概要	川崎区は結核罹患率が市内で最も高いことから、市健康福祉局感染症対策課及び生活保護・自立支援室と連携してホームレス等ハイリスク者を対象とした結核検診を実施し、状況に応じた健康支援を行います。
主な取組内容	◆ 問診及び胸部エックス線検査の実施
協働団体等	水曜パトロールの会、その他
区担当所管	衛生課

取組名	35 自立支援対策プログラムの推進
概要	生活困窮者に対するセーフティネットとしての生活保護制度において、自立に向けた様々な支援を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各福祉事務所に2～3名の就労自立支援嘱託員を設置し、各種就労支援プログラムへの移行等、生活保護受給者の個々に寄り添った就労支援を実施 ◆ 貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、学校以外の学習の機会や居場所の提供 ◆ 保健師・看護師と地区担当員が連携し、健康相談や糖尿病教室等の取り組みを行い、健康づくりを支援 ◆ 居住支援相談機能の強化による、居所の確保、居住継続支援 ◆ 老齢年金の継続調査、障害基礎年金の調査を強化し、主に高齢者世帯における年金未受給（受給漏れ）者の受給を支援
区担当所管	保護第1課、保護第2課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

基本方針3 保健・福祉人材の育成

充実した地域活動を支えるために、地域で活動する人材の育成に取り組みます。

取組名	36 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター・食生活改善推進員）の養成講座
概要	ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、健康づくりに関わる人材を育成します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康づくりサポーター養成講座の実施 ◆ 食生活改善推進員養成講座の実施 ◆ 養成講座受講者のフォロー講座の実施 ◆ ボランティア交流会の実施
協働団体等	健康づくりサポーター、食生活改善推進員連絡協議会
区担当所管	地域支援課

取組名	37 認知症サポーター養成講座
概要	認知症の症状などを正しく理解し、認知症の人やその家族を地域の中で支えていく認知症サポーターを養成する講座を実施し、身近な見守りや支援の体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 認知症サポーター養成講座の実施 ◆ 認知症サポーターフォロー講座の実施
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	地域支援課

取組名	38 川崎区キャラバンメイト連絡会
概要	認知症サポーター養成講座による効果的な認知症への普及啓発を推進するため、講師役となるキャラバンメイトへの支援を行います。
主な取組内容	◆ キャラバンメイト連絡会の実施
協働団体等	キャラバンメイト
区担当所管	地域支援課

取組名	39 子育てボランティア講座
概要	ボランティア養成講座の実施や活動の継続に向けた支援を行い、子育て支援者の人材を育成します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てボランティア養成講座の実施 ◆ 子育てボランティアフォロー講座の実施
区担当所管	地域支援課

取組名	40 こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座
概要	訪問員養成講座や研修会の実施を通して、区内子育て情報を提供し、子育て世代への見守り支援体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ こんにちは赤ちゃん訪問員養成講座の実施 ◆ こんにちは赤ちゃん訪問員フォロー研修の実施
協働団体等	民生委員児童委員協議会、子育てボランティア、その他
区担当所管	地域支援課

取組名	41 中・高校生のボランティア体験学習
概要	中・高校生の保育体験学習の受け入れを行い、保育士職の理解を深めます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男性の育児参加事業等の子育て支援事業における中・高校生ボランティア受け入れの実施
区担当所管	保育所等・地域連携担当

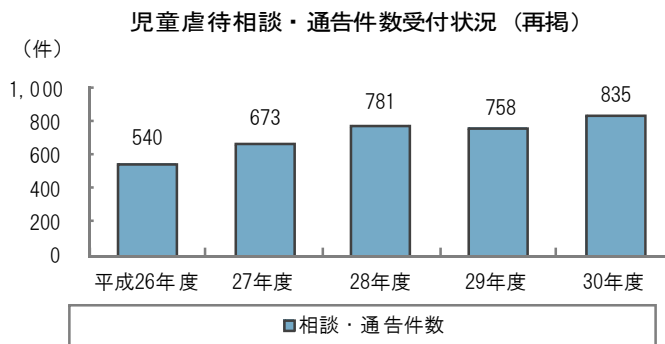
取組名	42 川崎区内専門職の人材育成
概要	区内に在勤・在住の専門職に対してスキルアップのための研修会や情報交換などを実施し、区内における相談支援体制の充実に向けて取り組みます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スキルアップ研修会及び情報交換の実施 ◆ 区内専門職からの相談対応
区担当所管	地域支援課、保育所等・地域連携担当

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくりに関する区の現状からみえた課題や継続課題は次のとおりです。

区の現状

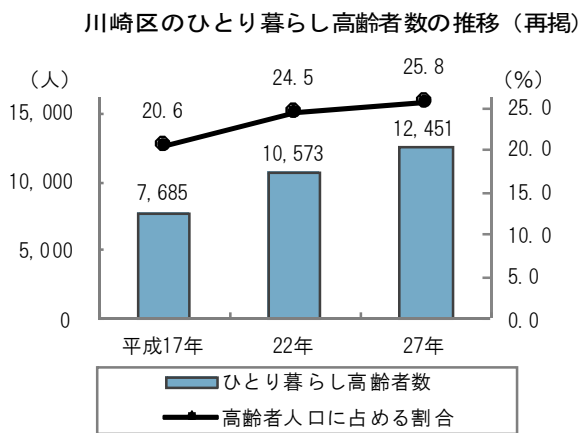
➡ 児童虐待相談・通告件数は増加傾向



児童相談所、区役所で受け付ける児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあります。

資料：川崎市こども未来局「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書及び報道発表資料「平成30年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数」

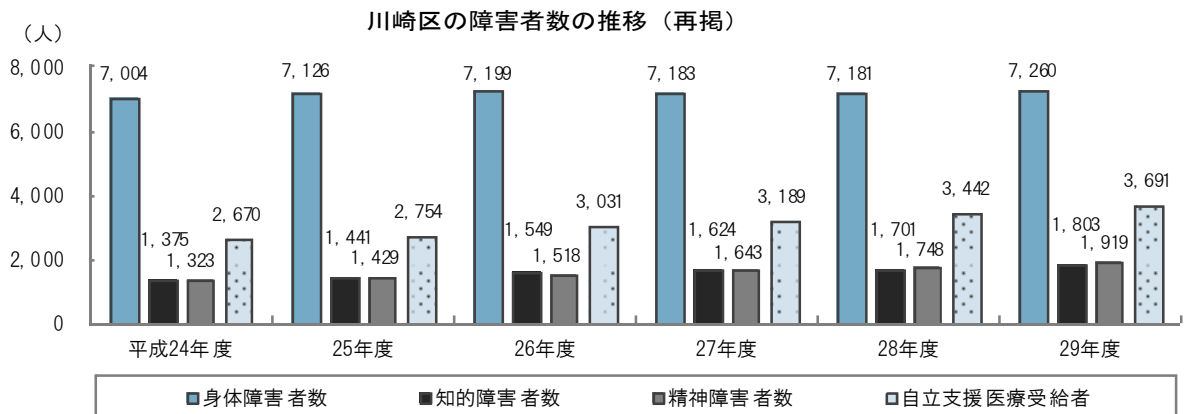
➡ ひとり暮らし高齢者や障害のある人が増加傾向



平成27(2015)年の国勢調査では、ひとり暮らし高齢者数は12,000人を超え、高齢者人口の25.8%となっています。

また、この5年間で障害のある人の数も増えています。

資料：国勢調査

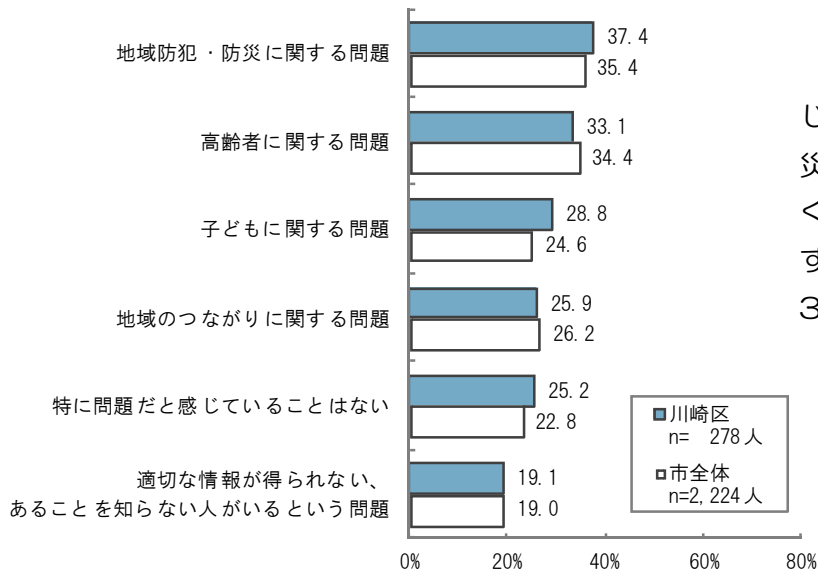


資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

※知的障害者数は判定のみ受けて手帳を所持していない者も含む。

➡ 「地域防犯・防災に関する問題」と「高齢者に関する問題」に関心が高い

「地域」においての問題（複数回答・上位6項目）

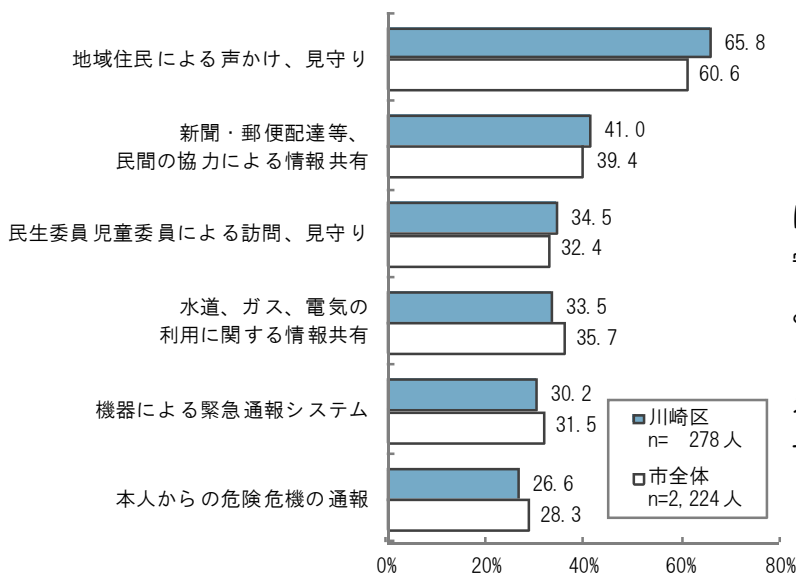


「地域」において、いま問題だと感じていることについて、「地域防犯・防災に関する問題」が37.4%と最も高く、市全体より割合が高くなっています。次いで「高齢者に関する問題」が33.1%となっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

➡ 孤立死を防ぐために有効だと思うことは「地域住民による声かけ、見守り」

孤立死を防ぐために有効と思うこと（複数回答・上位6項目）



孤立死を防ぐために有効と思うことについて、「地域住民による声かけ、見守り」が65.8%と最も高く、市全体より割合が高くなっています。また、「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」に対する期待も高くなっています。

資料：第5回川崎市地域福祉実態調査（令和元年度）

現状からみえた課題

- ✓ 児童虐待相談・通告件数は、前期からの直近3年間で約24%増と増加傾向が続いており、児童相談所、区役所には関係機関や地域の人たちからの相談が多く寄せられています。また、保護者の経済的困難による貧困の連鎖も深刻な問題です。次世代を担う子どもたちの育ちを地域全体で見守り、要保護児童等の支援が必要と思われる子どもを適切な支援につなげていくための仕組みづくりが必要です。
- ✓ 川崎区では高齢化の進展とともにひとり暮らし高齢者も増加しており、高齢者の約4人に1人がひとり暮らしとなっています。また、障害のある人も増加しており、台風など、災害時の要援護者の避難への対応が課題となっています。高齢者、障害者の支援機関の連携や医療、介護、福祉の連携を強化していく必要があります。
- ✓ 「地域」において、いま問題だと感じていることについて、「地域防犯・防災に関する問題」や「高齢者に関する問題」、「子どもに関する問題」が上位にあげられています。地域を幅広く見守る体制を構築していく必要があります。
- ✓ 孤立死を防ぐために有効だと思うこととして、「地域住民による声かけ、見守り」や「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報共有」が上位にあげられています。地域の人や、民間企業、活動団体、行政が連携したネットワークを作り、対応していく必要があります。

第5期計画からの継続課題

- 多様化・複雑化している生活課題に対応するためには、区民、活動団体、事業者、行政等が地域を基盤に横断的につながり、連携して必要な支援につなげることができる仕組みを作ることが必要です。
- 災害発生等の有事を見据えて、地域の中でつながり、見守り・支え合う仕組みづくりをしていくことが必要です。また、災害を我が事として捉えることができる啓発をしていくことも必要となっています。
- 虐待や不登校・引きこもりに係る件数の増加、外国につながる子どもへの支援、子どもや若者の貧困の連鎖等、様々な課題がある中、課題解決につなげていくための支援が必要です。

これらの課題を踏まえ、「基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり」に向けて、2つの方針を定め、取組を展開していきます。

具体的な取組

基本方針1 支援につながる仕組みづくり

支援が必要な人や、自ら助けを求めることが難しい人に必要な支援が届くよう、地域での見守り・支え合いの仕組みづくりをさらに進めます。

取組名	43 災害時要援護者避難支援体制の充実
概要	地域における共助による災害時要援護者避難支援制度に係る登録申請の受付、データ作成及び支援組織との連絡調整や避難支援制度の普及啓発を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時要援護者避難支援制度に係る登録者データ等の作成及び支援組織への情報の提供 ◆ 関連事業を通じた避難支援制度の普及啓発
協働団体等	自主防災組織、民生委員児童委員協議会、その他
区担当所管	危機管理担当、地域ケア推進課、高齢・障害課、大師支所区民センター、大師地区健康福祉 ST、田島支所区民センター、田島地区健康福祉 ST

取組名	44 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業等の推進
概要	関係機関のネットワークによって徘徊高齢者の安全を守り、その家族等への支援を行うとともに、認知症についての普及啓発を図ります。
主な取組内容	◆ 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の事前登録、徘徊時の支援、徘徊高齢者などの保護等の実施
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	45 ひとり暮らし等高齢者見守り事業の推進
概要	民生委員児童委員協議会の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を、必要に応じて見守りにつなげるなど、地域における高齢者の見守りを推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 75 歳以上のひとり暮らし等高齢者見守り調査の実施 ◆ 見守りが必要な高齢者等に対する見守りの実施
協働団体等	民生委員児童委員協議会
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	46 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及啓発
概要	高齢者・障害者で判断能力が不十分な人などの権利を守り、地域で自立した生活を送ることができるよう、日常生活自立支援事業へつなぐための普及啓発を図ります。
主な取組内容	◆ 金銭管理が困難な高齢者及び障害者に関する相談時の川崎区あんしんセンターへの紹介
協働団体等	あんしんセンター（区社協）
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	47 成年後見制度の普及啓発
概要	高齢者・障害者で判断能力が十分でない人の財産や権利を保護し、生活を支援することを目的とした成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発を図ります。
主な取組内容	◆ 金銭管理や身上監護で成年後見制度を必要とする対象者への情報提供及び制度利用の支援
協働団体等	地域包括支援センター、障害者相談支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	48 高齢者虐待への支援体制の充実
概要	高齢者虐待の相談支援を行います。
主な取組内容	◆ 地域包括支援センターと連携した「高齢者虐待対応マニュアル」に基づく適切な相談支援の実施 ◆ 警察や医療機関、介護支援専門員などの関係機関との連携推進
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	49 障害者虐待への支援体制の充実
概要	障害者虐待の相談支援を行います。
主な取組内容	◆ 障害者相談支援センターと連携した「障害者虐待対応マニュアル」に基づく適切な相談支援の実施 ◆ 障害者更生相談所、精神保健福祉センター等の専門機関との連携による障害特性に合った相談支援の実施 ◆ 警察や医療機関、サービス提供事業所などの関係機関との連携推進
協働団体等	障害者相談支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉 ST、田島地区健康福祉 ST

取組名	50 養育状況等に課題のある要保護児童等への支援体制の充実
概要	要保護児童対策地域協議会による関係機関、団体等との地域ネットワークにより、保護や支援を必要とする児童等を早期発見し、適切な支援につなげます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催 ◆ 個別相談等による状況の把握及び警察署、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携した対応の実施 ◆ スクールソーシャルワーカーによる関係機関と連携した支援
協働団体等	民生委員児童委員協議会、幼稚園、保育園、小学校、中学校、その他
区担当所管	地域支援課、保育所等・地域連携担当、学校・地域連携担当

取組名	51 認知症訪問支援事業
概要	複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。
主な取組内容	◆ 認知症訪問支援事業チーム員会議
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	高齢・障害課

基本方針2 区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり

複雑化・多様化した課題に対応していくために、区民・団体・行政等がお互いの強みや役割を理解し、協力・連携しながら、支援体制の充実を図ります。

取組名	52 地域包括支援センターとの連携
概要	地域包括支援センターと連携し、区における課題抽出や検討、ネットワークの構築等を協議し、区における体制の充実に向けて取り組めます。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域ケア圏域会議及び個別ケア会議への支援 ◆ 相談支援・ケアマネジメント調整会議への支援 ◆ 相談支援・ケアマネジメント推進委員会の開催 ◆ 区地域包括支援センター連絡会議の開催 ◆ 川崎区介護支援専門員連絡会議の開催
協働団体等	地域包括支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	53 障害者相談支援センターとの連携
概要	障害者相談支援センターと連携し、相談支援やケア会議、サービス調整会議等を通して、障害者への具体的支援の検討と対応・情報交換・社会資源発掘に努め、質の高い支援の充実に向けて取り組めます。
主な取組内容	◆ 相談支援、ケア会議、サービス調整会議、相談支援調整会議等の開催
協働団体等	障害者相談支援センター
区担当所管	高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	54 社会福祉協議会との連携
概要	区社協との連携及び協力を通じて各種サービス提供や地域福祉の普及、地域の課題解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者、障害者の各種サービス、在宅サービスの提供 ◆ 連携会議の開催
協働団体等	民生委員児童委員協議会、その他
区担当所管	地域ケア推進課、高齢・障害課、大師地区健康福祉ST、田島地区健康福祉ST

取組名	55 川崎区在宅療養推進協議会との連携
概要	川崎区在宅療養推進協議会と連携し、安心して在宅で医療・看護・介護・福祉等一体となったケアが受けることができるよう、在宅療養についての多職種連携や普及啓発を図ります。
主な取組内容	◆ 様々な機会を活用した在宅療養についての普及啓発の実施
協働団体等	医師会、病院協会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、地域包括支援センター、訪問介護ステーション、介護支援専門員連絡会、その他
区担当所管	高齢・障害課

取組名	56 地域見守りネットワーク事業
概要	地域見守りネットワーク事業の協力事業者との連携により、細やかなネットワークを構築します。
主な取組内容	◆ 地域見守りネットワーク事業協力事業者との連携した見守り活動の実施
協働団体等	地域見守りネットワーク事業協力事業者
区担当所管	地域ケア推進課

取組名	57 子ども見守り活動
概要	町内会・自治会やPTAなどとの連携により、小学校の登下校の時間帯に見守り活動を実施し、子どもの安全確保対策及び地域と学校とのつながりを強化します。
主な取組内容	◆ 登下校時の見守り活動の実施
協働団体等	町内会・自治会、小学校PTA、その他
区担当所管	危機管理担当、大師支所区民センター、田島支所区民センター

取組名	58 こども総合支援ネットワーク環境整備事業
概要	子育て支援関係機関が集い、子育てに関する情報交換や課題を共有し、連携を強化します。
主な取組内容	◆ こども総合支援ネットワーク会議の開催 ◆ 課題別部会の開催 ◆ 子育て支援に関する講演会の開催
協働団体等	民生委員児童委員協議会、区社協、地域子育て支援センター、こども文化センター、幼稚園、保育所、学校、その他
区担当所管	地域ケア推進課

取組名	59 川崎区幼保小連携事業
概要	幼稚園、保育所、小学校との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援します。また、区教育担当との会議や幼稚園・保育所・小学校等の組織の代表による会議などを開催し、学校や子どもに関する様々な課題への対応の検討を行います。
主な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 代表者連絡会等の実施 ◆ 就学を控えた幼稚園及び保育園に在籍していない子を対象とした交流保育「年長児体験保育」の実施
協働団体等	幼稚園、保育所、小学校、その他
区担当所管	保育所等・地域連携担当

取組名	60 川崎区地域自立支援協議会
概要	障害者福祉の関係者が幅広く参加し、定期的な協議を行うことで、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりや安心して生活できる地域づくりを推進します。
主な取組内容	◆ 地域自立支援協議会の開催
協働団体等	障害者相談支援センター、その他
区担当所管	高齢・障害課

取組名	61 川崎区健康づくり推進連絡会議
概要	区内の関係機関・団体と連携し、必要な取組の展開によるかわさき健康づくり21の推進と区民の健康課題の解決を図ります。
主な取組内容	◆ 健康づくり推進連絡会議の開催
協働団体等	医師会、歯科医師会、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、地域活動団体、学校、その他
区担当所管	地域支援課

取組名	62 川崎区食育推進分科会
概要	川崎市食育推進計画に基づき、区内の関係機関・団体が連携して食生活を通じた健康づくりの普及啓発を図ります。
主な取組内容	◆ 食育推進分科会の開催
協働団体等	食生活改善推進員連絡協議会、企業、栄養士会、食品衛生協会、地域活動団体、こども文化センター、幼稚園、保育園、学校、その他
区担当所管	地域支援課

取組名	63 地域マネジメントの推進
概要	関係団体や地域住民と課題を共有及び検討しながら、身近な地域づくりを推進します。
主な取組内容	◆ 地区カルテ等を活用したワークショップの実施による課題の共有及び検討
協働団体等	町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、区社協、その他
区担当所管	地域ケア推進課、地域支援課

取組名	64 川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議
概要	地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有・検討するためのネットワーク会議を開催し、川崎区における地域包括ケアシステムの取組・連携を推進します。
主な取組内容	◆ 川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議の開催
協働団体等	町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、区社協、その他
区担当所管	地域ケア推進課

取組名	65 いきいきかわさき区提案事業
概要	地域課題の解決に向けて、市民活動団体等から事業提案を募集し、区と提案団体がお互いの特性を活かしながら、協働による取組を推進します。
主な取組内容	◆ 地域課題の解決に資する提案に取り組む地域活動団体に対する必要経費等の支援の実施
協働団体等	地域活動団体、その他
区担当所管	企画課

取組名	66 企業市民交流事業
概要	企業の地域貢献活動の機運を高め、生活市民と企業市民の交流の場づくりや協働による魅力あるまちづくりを進めます。
主な取組内容	◆ 区内中学2年生に対する働くことについて、企業・団体職員を講師とした出前授業 ◆ 小学生の自由研究を意識したツアー・イベントの実施
協働団体等	企業、区町内会連合会、区社協、区PTA協議会、その他
区担当所管	地域振興課

5 川崎区社会福祉協議会の取組

(1) 社会福祉協議会とは

① 川崎区社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき全国都道府県市区町村それぞれに組織される民間の福祉団体です。誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを住民と共に考え、協力しあい、推進していくことを目的としています。正式には「社会福祉協議会」と言いますが、呼びやすく「社協（しゃきょう）」とも呼ばれています。川崎区社会福祉協議会は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の川崎区支部になります。

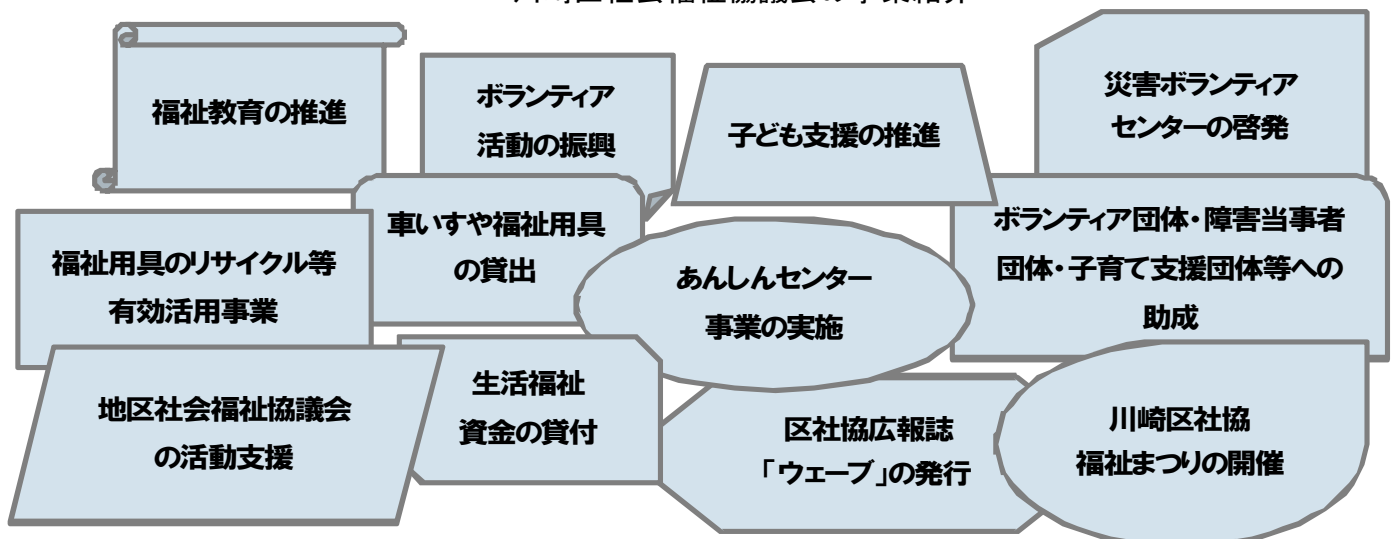
川崎区社会福祉協議会では、川崎区内の地域福祉の向上に向けて、ボランティア活動、福祉教育、子育て支援事業等の推進のための取組を実施しています。各種事業を実施するにあたっては、川崎区内の町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、また社会福祉事業や活動を行っている福祉施設・ボランティア団体等の会員の代表者をもって、組織運営の方向性を決定し、実施しています。このほかに社会福祉協議会の事業に賛同し、資金面で川崎区社会福祉協議会を支援する賛助会員制度があります。

② 地区社会福祉協議会とは

住民に身近な小地域の福祉課題の解決に向け、地域住民全員が福祉の担い手となり、住民同士がお互いに「支え合うこと」を目的としてさまざまな活動を展開している任意団体です。

川崎区内には10の地区社会福祉協議会（中央第一・中央第二・渡田・大島・大師第一・大師第二・大師第三・大師第四・田島・小田）があります。構成員や活動内容は、それぞれの地区社会福祉協議会によって異なりますが、その多くは町内会・自治会、民生委員児童委員、保護司、社会福祉に関するその他の団体等によって構成され、様々な福祉活動を行っています。

川崎区社会福祉協議会の事業紹介



(2) 川崎市社会福祉協議会活動紹介

■ 地区社会福祉協議会の支援

地域包括ケアシステムの構築が進められている中、平成 29 年に地域支え合い活動助成金を創設し、地区社会福祉協議会が実施する支え合い活動の促進を支援しています。

高齢者を対象にしたサロン、子ども食堂、地域の方による見守りなどの地域の課題に沿った支え合い活動、高齢者や障害者や子どもが交流する行事、地域課題や災害をテーマにした懇談会などが開催されており、地域住民主体の支え合い活動の輪が広がっています。

■ 災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターは、大きな災害が発生した際に、被災した方々や地域を支援するために、臨時的・応急的に作られるボランティアセンターで、大きな災害が発生した時には社会福祉協議会が運営することになっています。

平時からできる活動として、市や区の防災訓練において運営訓練や広報啓発活動を行っています。また、地区社会福祉協議会や町内会・自治会、民生委員児童委員の研修会において普及活動を実施しています。

■ 子ども支援

川崎市社会福祉協議会では、母親クラブなど子育て中の親子を支援する活動を長年に渡り行ってきております。

近年、地域の子どもの食事を支援する子ども食堂が話題となり、川崎市においても増加してきています。このような状況の中、川崎市社会福祉協議会では子ども食堂を運営する団体の情報交換会を定期的を開催し、各団体の課題などを共有する場を設けています。また、新型コロナウイルスにより学校が休校となった際には、行政や関係機関と連携しながら、食事に困っている子どもがいる家庭に食料を届ける食支援活動を行いました。

<災害ボランティアセンターの広報啓発活動> (区防災訓練時の川崎市社会福祉協議会ブース)



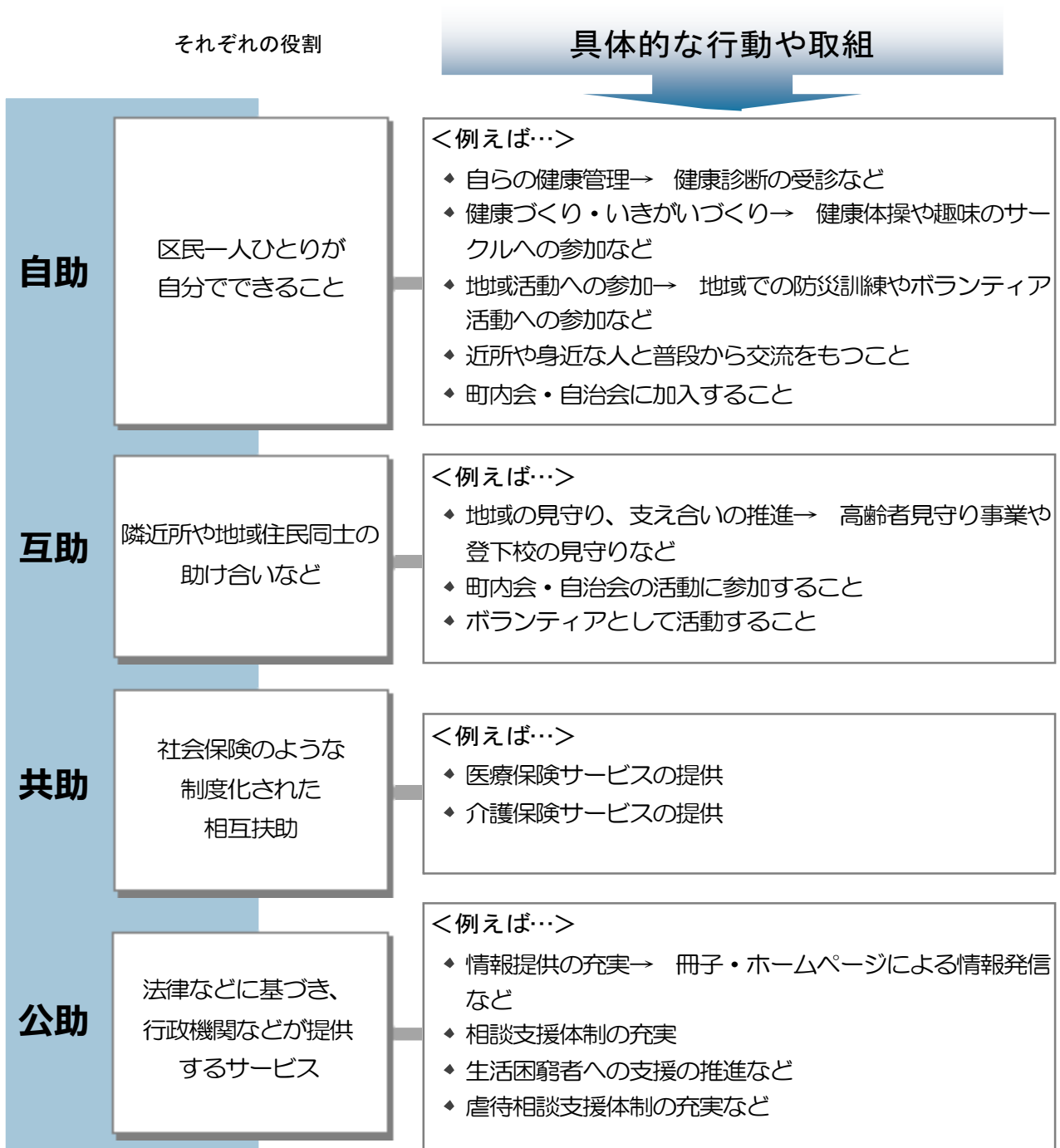
第6期計画の推進体制

第3章

1 計画の推進体制

(1) 自助・互助・共助・公助による推進

地域課題の解決や、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。区民の皆さん、地域活動団体、関係機関、行政などがそれぞれの役割の中で力を合わせる関係を作り、一人ひとりの取組や身近な地域での助け合い、地域活動や公的サービスなどを組み合わせて地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。



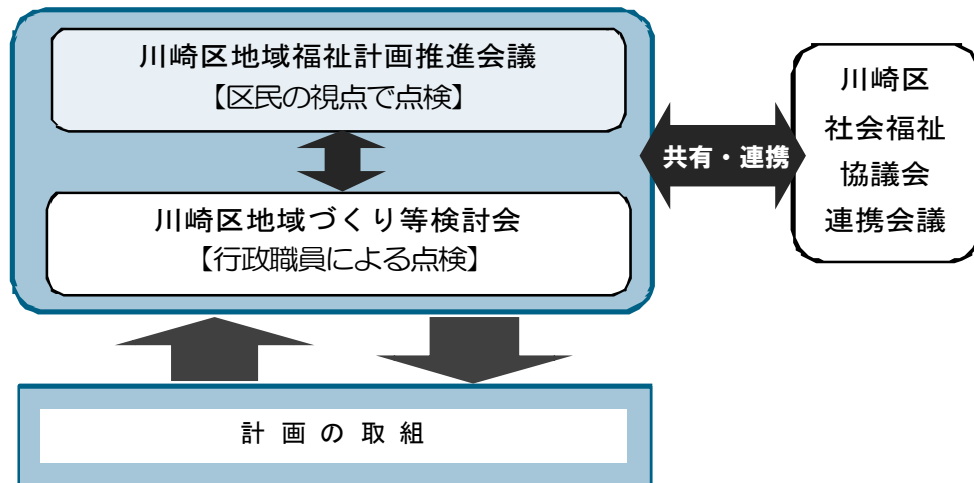
(2) 川崎市社会福祉協議会との連携による推進

共通の理念の実現に向けて連携会議等を通じて、地域の情報や課題を共有し、お互いの役割を明確にしていくとともに相互に補完し合いながら、計画を推進していきます。

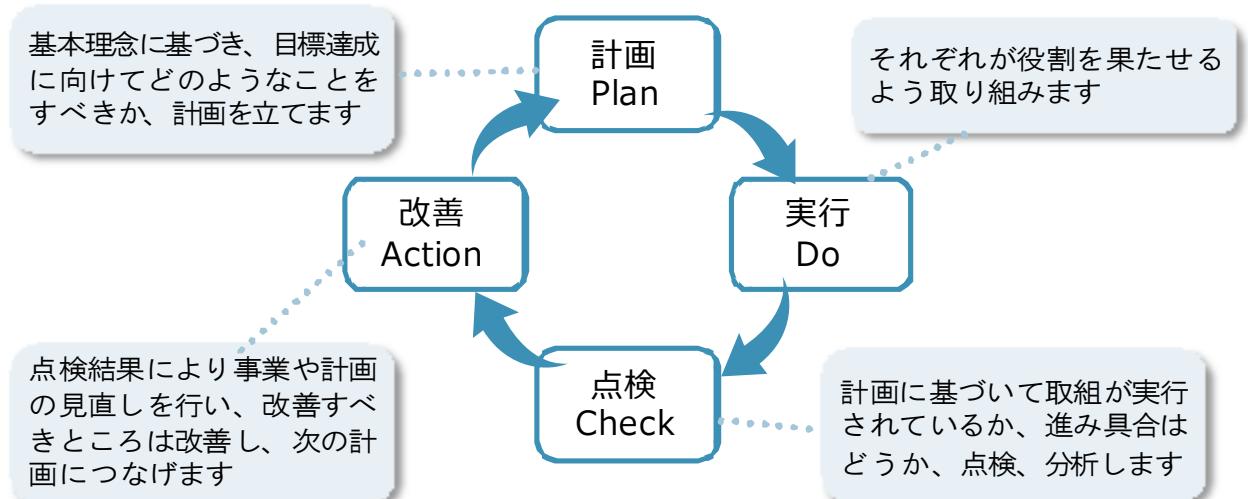
2 計画の進行管理

川崎市地域福祉計画推進会議や川崎市地域づくり等検討会において、PDCAサイクルにより、進捗状況の管理・点検を行います。そして、次年度に向けての課題・展開・事業内容の見直しなどを検討し、計画を推進します。

計画の進行体制



PDCAサイクル



第6期川崎区地域福祉計画（素案）

【発行年月】 令和2（2020）年11月
【編集・発行】 川崎市川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課
〒210-8570 川崎市川崎区東田町8番地
TEL 044-201-3210
FAX 044-201-3293
E-mail 61keasui@city.kawasaki.jp